

議 事 日 程

第 11 回定例会
R 6.11.21 午後 1 時 30 分
狛江市議会第一委員会室

1 付議案件

(1) 議案第 49 号

第 4 期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施について

2 報告案件

－議会報告－

な し

－行政報告－

な し

－事務報告－

- (1) 狛江市教育委員会交際費支出基準の一部を改正する基準について
- (2) 狛江市立小学校給食調理委託業者選定結果について
- (3) 狛江市立中学校給食調理委託業者選定結果について
- (4) 令和 5 年度狛江市におけるいじめ・不登校等の調査結果について
- (5) 狛江市民総合体育館改修工事に伴う休館期間について
- (6) 狛江市立公民館運営審議会答申（市民センター改修後の中央公民館に新たに設置するティーンズルームを活用した公民館事業等について）について

議案第 49 号

第 4 期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 11 月 21 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市教育振興基本計画改定検討委員会からの中間答申を第 4 期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）（素案）とすること及び狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（平成 15 年条例第 1 号）第 13 条に基づき実施する第 4 期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）（素案）に対するパブリックコメント等の実施について、承認を求める。

第4期 狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）（素案）

令和6年 11 月

狛江市教育委員会

目次	
1. 第4期狛江市教育振興基本計画(狛江市教育大綱)について..... P2	・基本方針2 子どもに寄り添った誰一人取り残さない教育の推進..... P18
(1) 基本的事項..... P2	施策(1) インクルージョンの推進
(2) 計画の位置付け..... P2	施策(2) 多様なニーズに応じたきめ細かなサポートの充実
2. 狛江市教育委員会教育理念及び教育目標..... P3	施策(3) 子どもの理解・アセスメント機能の充実
3. 第3期計画の到達点と今後の課題..... P4	・基本方針3 家庭・地域・学校で子どもの学びを支える教育環境の整備...P22
(1) 第3期計画の取組状況..... P4	施策(1) 家庭との連携・地域との協働による学校づくりの推進
(2) 第3期計画の評価..... P6	施策(2) 安心安全で豊かな学校生活を送るための環境整備
(3) 狛江の教育の現状..... P6	施策(3) 学校の力の向上・働き方改革の推進
● 学校教育の概要	・基本方針4 生涯を通じた学びの充実とスポーツの推進..... P26
● 社会教育の概要	施策(1) 学びの環境づくりの充実
● 教育費(決算)の推移と主要事業	施策(2) 多様なニーズやライフステージに応じた学びの充実
(4) 今後の課題..... P11	施策(3) スポーツを楽しむ環境の整備
4. 施策体系..... P12	施策(4) 豊かな生活のためのスポーツの推進
・基本方針1 子どもが自らの人生を切り拓いていく力の育成..... P13	・基本方針5 歴史・文化への理解と継承..... P31
施策(1) 生命や人権を尊重する態度や豊かな心を育てる教育	施策(1) 歴史・文化の継承と人材の発掘
施策(2) 主体的に社会の形成に参画する態度や生きる力の育成	施策(2) 史跡や文化財の効果的な活用
施策(3) 子どもの健康と体力づくりの推進	5. 検討体制及び検討経緯..... P33
施策(4) グローバル社会で活躍する人材の育成	◇ 狛江市教育振興基本計画改定検討委員会
	◇ 第4期狛江市教育振興基本計画策定庁内ワーキンググループ
	◇ ヒアリング協力団体等
	◇ 教育アンケート調査概要

1. 第4期狛江市教育振興基本計画(狛江市教育大綱)について

第3期狛江市教育振興基本計画は、「狛江市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、狛江市前期基本計画(第2期総合基本計画)に基づく狛江市の教育分野のマスタープラン、狛江市の教育分野における総合的な施策大綱(狛江市教育大綱)として令和2年3月に策定され、令和6年度に終期を迎え、同じく、狛江市前期基本計画(第2期総合基本計画)についても改定時期を迎えます。

国の教育振興基本計画(令和5年6月閣議決定)及び東京都教育ビジョン(第5次)を参酌し、すべての市民の幸福・福祉(well-being:ウェルビーイング*)に向けて、将来を見据えた長期的な視点を持ちながら、持続可能な教育行政を目指し、現状と課題を踏まえ、教育理念や教育目標の見直しを含め、第4期狛江市教育振興基本計画(狛江市教育大綱)を策定しました。

(1) 基本的事項

- ◆ 計画名称: 第4期狛江市教育振興基本計画(狛江市教育大綱)
- ◆ 計画期間: 令和7年度から令和11年度までの5か年

※ ただし、急激な社会情勢の変化や関連計画の改定等により、市の教育行政を取り巻く環境に著しい変化が生じた時には、計画の見直しも含め、柔軟に対応するものとしますが、原則として教育振興基本計画実施計画をローリングすることで、新たな教育課題へ柔軟に対応します。

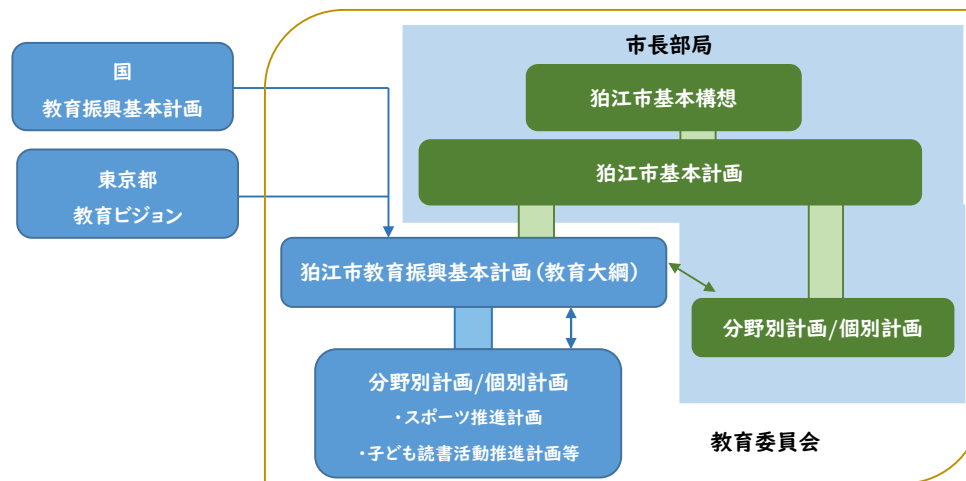
(2) 計画の位置付け

【根拠】

- ・教育の振興のための施策に関する基本的な計画(教育基本法第17条第2項)
- ・市の教育等における総合的な施策大綱(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3)

なお、市の教育以外の分野の各種計画と整合性を図るほか、国や都の関連計画も参酌し、関係部局や他の行政機関の取組とも調和しながら市の教育行政全般を推進します。

【計画体系図】



*1 well-being (ウェルビーイング): 身体的・精神的・社会的によい状態であることを表すもので、短期的な幸福のみならず生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む概念

2. 狛江市教育委員会教育理念及び教育目標

【教育理念】

○子どもたち一人ひとりが、**人格の形成と互いの個性の尊重**を基本として、地域や社会の中で自立し、**健康で幸福に生きていく力**を身につけ、狛江で受けた教育を誇りとして、**平和で心豊かな共生社会**を築き発展させる力を身につける教育の実現を図る。

○市民一人ひとりが、**自己の人格**を磨き、**健やかで豊かな人生**を送ることができるよう、その**生涯にわたって学び**、適切に活かすことのできる社会の実現を図る。

※ ポイント

メッセージをより簡潔にわかりやすく伝えるため言葉を精査するとともに、日本社会に根差したウェルビーイングを目指す姿勢や持続可能な社会の創り手を育成する観点について、現行の教育理念から継承しました。加えて、多様性を尊重する社会の実現を図る視点から「平和で心豊かな共生社会を築き発展させる」といった新たな表現を盛り込みました。また、「狛江で受けた教育を誇りとして」及び「その生涯にわたって学び」という表現に、市民一人ひとりが、郷土を愛し、生涯にわたって主体的な学びを実現していく姿を託しました。

【教育目標】

- (1) 互いの**生命と人格・人権**を尊重し、**地域を愛し社会に貢献する意識**の醸成
- (2) **知・徳・体の調和がとれた力**をはぐくみ**個性や創造力を伸ばす学校教育**の充実
- (3) **生涯にわたり主体的に学ぶ**ことができる**学習環境と運動環境の整備と拡充**

※ ポイント

教育理念の実現を念頭に、これから目指すべき方向性について、現状と課題を踏まえ、より具体的にイメージできるよう表現を工夫しました。

3. 第3期計画の到達点と今後の課題

(1) 第3期計画の取組状況

第3期狛江市教育振興基本計画では、困難な状況下にあっても「学びを止めない」方針のもとに、工夫や改善を加えて教育の振興を図ってきました。

学校教育においては、確かな学力をはぐくむために GIGA スクール構想^{*1}の一環として児童・生徒に一人1台の情報端末を配備するとともに、情報共有アプリや学習支援サイト、デジタル百科事典等を導入し、デジタル技術が活用できる学習環境に整え、反転学習^{*2}の実践やグループウェアによる学習記録の蓄積等により、個別最適な学習と協働的な学びの実現を推進しました。全市立中学校でのオンライン・スピーキング・トレーニングの実施や全市立小中学校での東京グローバル・ゲートウェイ(TGG)^{*3}の活用など、体験学習を重視し、外国語教育の充実を図りました。オリンピック・パラリンピック教育^{*4}の一環として実施した豊かなスポーツライフ充実事業では、子どもたちが一流アスリートと触れ合う貴重な機会を創出しました。各学校で ESD 年間指導計画^{*5}を作成し、各教科等において SDGs^{*6}の 17 の目標を意識した内容を取り入れる授業を展開しました。狛江市立学校の部活動地域連携推進事業計画^{*7}を作成し、運動部活動の地域連携の試行実施に取り組みました。QU アンケート^{*8}をオンラインで行う WEBQU に移行し、迅速な現状把握による学級経営改善に努めるとともに、全国学力・学習状況調査^{*9}とのクロス集計も行いました。グループウェアによる長期休業中の相談窓口の開設など児童・生徒の不安等を共有する仕組みづくりを行いました。

また、中学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級を開設するとともに、医療的ケア児^{*10}については、合理的配慮に基づき、円滑に受け入れを行いました。文部科学省の特別支援教育に関する実証研究への参加やこども教育支

援財団^{*11}との連携など、特別支援教育やいじめ・不登校等の多様な課題に対応するため、専門家の協力や産学官民の協働による教育の充実を図りました。

学校の働き方改革では、出退勤管理システムを導入し、実態把握に努め、学校閉庁期間の実施や業務の委託化、校務 DX^{*12}等を推進しました。教育的配慮と、施設管理や教員の負担軽減の観点から、民間屋内プール施設を活用した水泳指導の試行事業に先鞭をつけました。

そして、令和3年度に学校を核とした地域づくりを進める地域学校協働本部^{*13}を設置するとともに、令和4年度から地域とともにある学校づくりを進めるコミュニティ・スクール制度^{*14}を小中学校間の円滑な接続に資するため狛江市独自の中学校区を中心としたゾーン方式により導入し、学校と地域との協働、家庭との連携を推進しました。

社会教育においては、今までの取組に加え、すべての世代を対象として、公民館や図書館等の社会教育施設の活用や産学官民の協働による生涯を通じた学びの環境づくりを推進しました。特に市民センター改修及び新図書館設置については、ワークショップや検討委員会による市民参加を経て基本構想策定を進めました。スポーツの分野においては、オリンピックレガシー^{*15}として、その本質や価値を尊重し、スポーツを通じて精神的な充実や楽しさ、喜びを感じるとともに、すべての人々がスポーツを楽しむ環境づくりとして、企業や大学との協定など産学との協力体制を整備しました。

歴史への理解と継承の視点からは、出前学習等にて子どもたちに狛江の歴史を身近に感じられる機会を提供し、古民家園^{*16}では文化財の適切な保護のため茅葺屋根を葺き替えるとともに、猪方小川塚古墳と亀塚古墳を歴史公園^{*17}として開園し、市内古墳巡り等の体験機会を充実するなど、活用の取組を進めました。

- *1 GIGA スクール構想:一人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、児童・生徒へ公正に個別最適化される教育 ICT 環境を実現する構想
- *2 反転学習:「授業で学習→家庭で復習」する流れを反転して、「家庭で予習→授業で学習」といった形で、学習の定着を図る方法
- *3 東京グローバル・ゲートウェイ (TGG):東京都教育委員会の体験型英語学習施設
- *4 オリンピック・パラリンピック教育:オリンピックの理念(オリンピズム)・パラリンピックの理念を学ぶとともに、その価値を体験的に伝える教育
- *5 ESD 年間指導計画:ESD カレンダーとも呼ばれる。持続可能な開発のための教育 (ESD) を展開するための指導計画
- *6 SDGs:持続可能な開発目標、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成される国際目標
- *7 狛江市立学校の部活動地域連携推進事業計画:部活動の地域連携について、改革推進期間における具体的取組の方向性について示した計画
- *8 QU アンケート:学校生活における満足度・意欲、学級集団の状態等を調べるアンケート
- *9 全国学力・学習状況調査:平成19年度から文部科学省によって行われている全国的に子どもたちの学力状況を把握する調査
- *10 医療的ケア児:日常生活において医療的なケアが必要な子ども
- *11 こども教育支援財団:平成13年4月設立、子どもたちの現状やあるべき姿等の調査・研究、学習活動の支援により、子どもの健全育成や生きる力をはぐくむことを目的に活動する公益財団法人
- *12 DX:デジタル・トランス・フォーメーションの略、デジタル化で変革をもたらす事象
- *13 地域学校協働本部:地域学校協働活動に関わる多くの幅広い層の地域住民、団体等が緩やかなネットワークを形成し、地域学校協働活動を推進する体制の本部
- *14 コミュニティ・スクール制度:学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む仕組み
- *15 オリンピックレガシー:オリンピック競技大会の有益なスポーツ遺産
- *16 古民家園:旧荒井家住宅主屋移築を機に、平成14年4月開園、愛称「むいから民家園」
- *17 歴史公園:古墳の保存・公開を兼ねて、市内3か所に整備、現在、4か所目にあたる「(仮)白井塚古墳公園」の整備中



タブレット学習



オンライン・スピーキング・トレーニング



ゾーン交流会(コミュニティ・スクール)

(2) 第3期計画の評価

第3期計画の進捗にあたっては、個別施策に設定している重点項目を着実に推進していくため、実施計画を策定し、毎年度「教育委員会の自己点検及び評価」を実施してきました。加えてその結果を学識経験者と市民により構成する狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会に付議し、再評価・事業の見直し等を行ってきました。その結果、令和5年度（令和4年度事業）時点において、施策評価として取り上げた53項目のうち、A評価1件、B評価50件、C評価2件、D評価0件となっています。年次計画は概ね円滑に進めてきたものの、多くの項目が計画期間終了時点における到達目標に到達していません。一定の成果が上がったものの、新たな課題に加え、継続して取り組むべき課題も多く、第4期計画の策定にあたっては、推進体制の見直しを含めた議論が必要になっています。

- ※ A評価：年次計画に記載の取組をすべて実施し、「展開の方向性・ねらい」に記載の成果を得ている。かつ、「計画期間終了時点における到達目標」を達成している。
 B評価：年次計画に記載の取組をすべて実施し、「展開の方向性・ねらい」に記載の成果を得ているものの、「計画期間終了時点における到達目標」は未達成である。
 C評価：年次計画に記載の取組を一定程度実施しているが、「展開の方向性・ねらい」に記載の成果には不十分であり、「計画期間終了時点における到達目標」も未達成である。
 D評価：年次計画に記載の取組をほとんど実施できていないことから、「展開の方向性・ねらい」及び「計画期間終了時点における到達目標」は未達成である。

(3) 狛江の教育の現状

● 学校教育の概要

▼ 小学校6校（8校から6校へ統廃合）・中学校4校

- ・狛江第一小学校/狛江第三小学校/狛江第五小学校/狛江第六小学校
和泉小学校/緑野小学校
- ・狛江第一中学校/狛江第二中学校/狛江第三中学校/狛江第四中学校

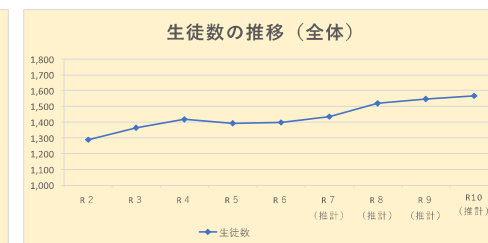
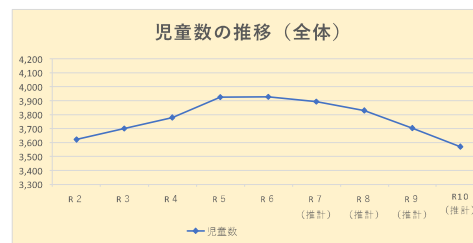
- ＊ 令和4年度から、学校と地域連携・協働の仕組みとして、コミュニティ・スクール制度を導入、各中学校区を中心として4つのゾーンに学校運営協議会を設置、義務教育9年間を通じて、学校間の学びをつなぐとともに、地域とともにある学校づくりを進めています。

▼ 児童・生徒の推移（推計）

小学校の児童数は令和6年度をピークに減少傾向

中学校の生徒数は令和10年度までは微増傾向

私立中学校等市外への進学が例年2割を超えていることが特徴



	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
児童数計	3,622	3,701	3,779	3,924	3,927	3,894	3,829	3,704	3,570

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
生徒数計	1,289	1,365	1,417	1,393	1,397	1,435	1,519	1,548	1,566

※推計値：東京都教育委員会「令和5年度教育人口等推計報告」より

※推計値：東京都教育委員会「令和5年度教育人口等推計報告」より

▼ 学力

小・中学校ともに、すべての項目で全国正答率を上回っています。小学校では特に算数が全国と比較して高くなっており、中学校では国語や数学よりも英語が全国と比較して高くなっています。

令和6年度 狛江市学習状況調査(小学校)

小学校第6学年の結果

【調査対象】
小学校第5、6学年
【実施時期】
令和6年4月
【実施教科】
国語、算数
【調査範囲】
前学年までに履修した内容
【調査実施時間】
40分間
【受検者数】
5学年：630人
6学年：595人

部	内容	正答率	全国正答率	全国比 (2024=100)	全国正答率との比較
国語	1 話すこと・聞くこと	63.2	61.7	102	高い
	2 書くこと	69.7	66.1	105	高い
	3 読むこと	64.3	63.0	102	高い
算数	1 数と計算	66.7	65.3	102	高い
	2 図形	66.8	62.9	106	高い
	3 変化と関係	61.7	56.9	108	高い
	4 データの活用	62.2	54.9	113	高い

令和6年度 狛江市学習状況調査(中学校)

【調査対象】
中学校第1、2、3学年
【実施時期】
令和6年4月
【実施教科】
国語、数学、英語
【調査範囲】
前学年までに履修した内容
【受検者数】
1学年：459人 2学年：402人 3学年：446人

部	内容	正答率	全国正答率	全国比 (2024=100)	全国正答率との比較
数学	1 数と式	68.6	67.4	102	高い
	2 図形	67.4	65.2	103	高い
	3 関数	50.4	48.5	104	高い
	4 データの活用	60.4	59.2	102	高い
英語	1 聞くこと	72.3	64.6	112	高い
	2 話すこと	67.9	62.1	109	高い
	3 読むこと	66.3	60.6	109	高い
	4 書くこと	67.4	58.1	116	高い

中学校第3学年の結果

部	内容	正答率	全国正答率	全国比 (2024=100)	全国正答率との比較
国語	1 話すこと・聞くこと	67.1	64.4	104	高い
	2 書くこと	62.4	57.3	109	高い
	3 読むこと	53.5	52.8	101	高い

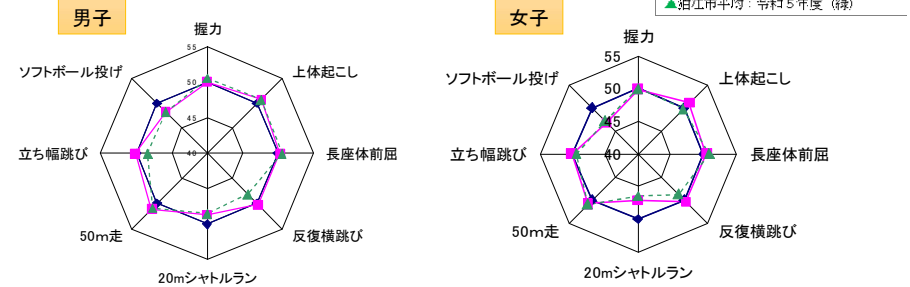
▼ 体力・運動能力

体力・運動能力については、小学校は男子・女子ともに、全国平均より下回っている項目があります。中学校では全国平均を目立って上回る項目があるものの、例えば男子の「上体起こし」や「長座体前屈」など全国と東京都の平均を大きく下回っている項目があります。

令和5年度 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査より

児童・生徒に対する調査のうち、体力・運動能力に関する調査（新体力テスト）結果より
【実施時期】 5・6月 【対象】 小学校全児童 全6校 3,855人

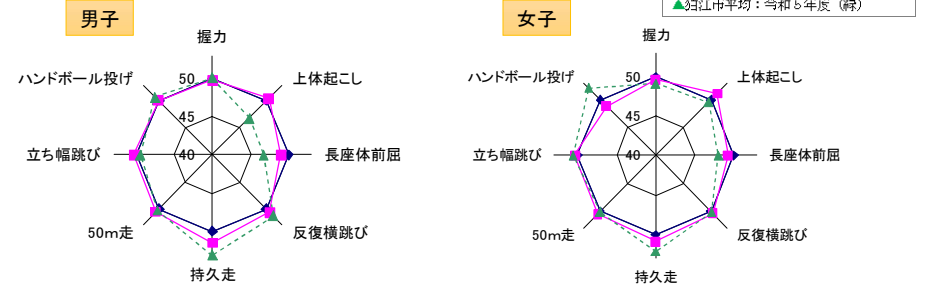
小学校第5学年の結果 ※全国平均を50としたときの体力偏差値



令和5年度 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査より

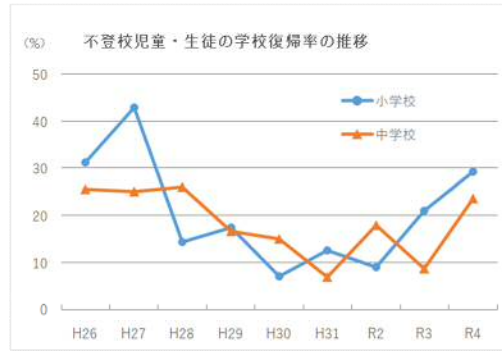
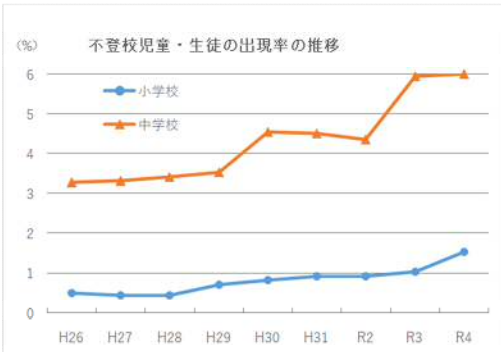
児童・生徒に対する調査のうち、体力・運動能力に関する調査（新体力テスト）結果より
【実施時期】 5・6月 【対象】 中学校全生徒 全4校 1,311人

中学校第2学年の結果 ※全国平均を50としたときの体力偏差値



▼ 不登校児童・生徒

不登校児童・生徒の出現率は増加傾向にあり、学校復帰率においては、令和4年度は3年度より増加しています。要因では、小・中学校ともに「無気力・不安」が約4割を占めています。



	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
小学校	0.5	0.4	0.4	0.7	0.8	0.9	0.9	1.0	1.5
中学校	3.3	3.3	3.4	3.5	4.6	4.5	4.3	5.9	6.0

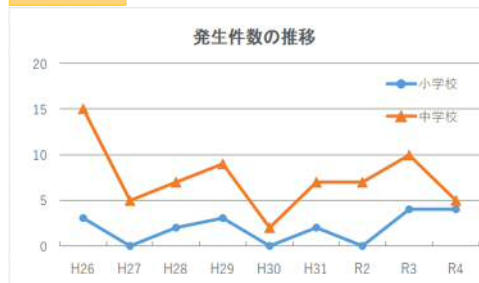
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
小学校	31.2	42.9	14.3	17.4	7.1	12.5	9.1	21.1	29.3
中学校	25.6	25.0	26.1	16.7	15.0	6.9	17.9	8.6	23.5

※令和4年度狛江市におけるいじめ・不登校等の調査結果

▼ 暴力行為・いじめ

特にいじめでは、小学校の認知件数が令和3年度が2年度と比較して約2倍となり、令和4年度はさらに増えています。中学校においても令和4年度増えています。学校が小さいいじめを見逃さずに積極的にいじめを認知して対応していると考えられます。

暴力行為



	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
小学校	3	0	2	3	0	2	0	4	4
中学校	15	5	7	9	2	7	7	10	5

※令和4年度狛江市におけるいじめ・不登校等の調査結果

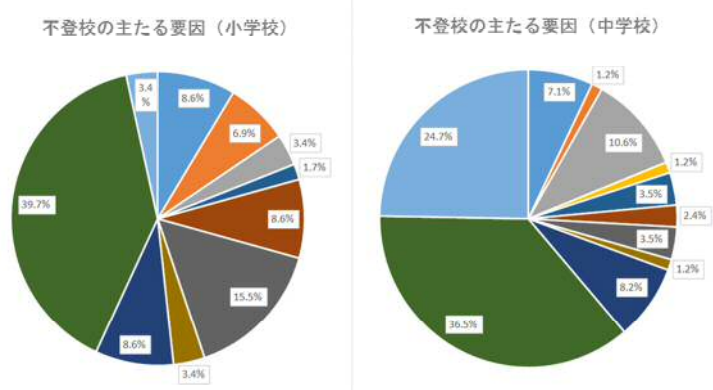
いじめ



	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
小学校	4	15	25	22	25	19	15	29	34
中学校	32	15	9	8	14	25	13	11	25

不登校の主たる要因

- いじめを除く友人関係をめぐる問題
- 教職員との関係をめぐる問題
- 学業の不振
- 進路に係る不安
- クラブ活動、部活動等への不適応
- 学校の決まり等をめぐる問題
- 入学、転編入学、進級時の不適応
- 家庭の生活環境の急激な変化
- 親子の関わり方
- 家庭内の不和
- 生活リズムの乱れ、あそび、非行
- 無気力、不安
- その他



※令和4年度狛江市におけるいじめ・不登校等の調査結果

▼ 特別支援教育

* 特別支援学級

基本的なことばの交流や身辺処理はできるが、学習面や生活面で特別な支援が必要な子どもが対象

・ 知的障がい特別支援学級

小学校2校(一小・緑野小)・中学校1校(一中)

・ 自閉症・情緒障がい特別支援学級

小学校1校(三小)・中学校1校(三中)

* 特別支援教室(通級制)

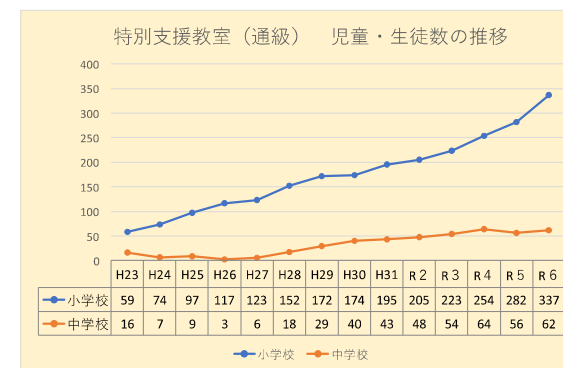
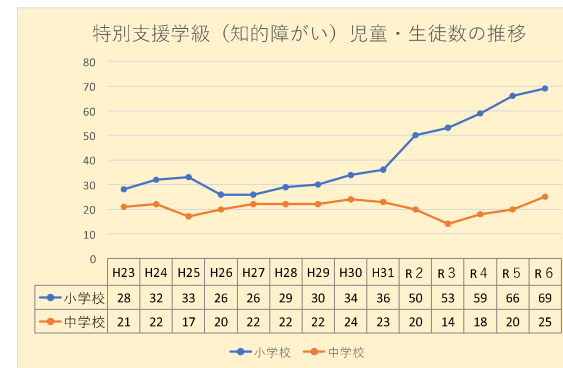
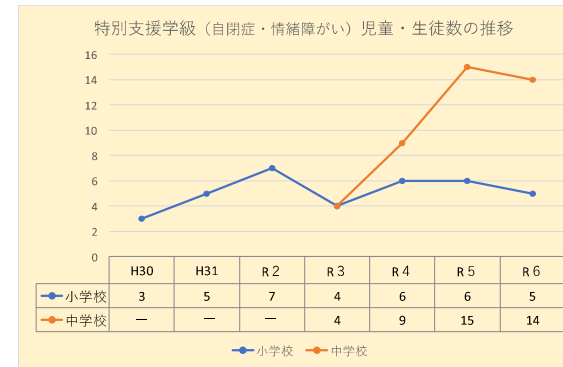
通常の学級の学習や生活に概ね参加できるものの、発達障がい等で、集団行動が苦手であったり、学習の一部につまずきがあったりする子どもが対象、在籍校に設置した教室で週1~4時間程度、それぞれの子どもに応じた支援を受けることができます。特別支援教室は、拠点校の教員による巡回指導を在籍校で受ける仕組みです。小学校では、近接校2校(三小・六小、和泉小・一小、緑野小・五小)で巡回指導の体制を組んでいるのが特徴です。

・ 拠点校

小学校3校(三小・和泉小・緑野小)・中学校1校(二中)

* 特別支援学級・特別支援教室の児童・生徒数

特別支援学級の知的障がい学級や特別支援教室の児童・生徒数が増加傾向となっています。なお、令和3年度に自閉症・情緒障がい特別支援学級を中学校へ新設しました。



● 社会教育の概要

▼ 社会教育委員の会議等

社会教育委員は社会教育法に基づき設置されており、社会教育に関し教育委員会に助言するため次の役割を担っています。社会教育に関する諸計画を立案すること、教育委員会の諮問に応じ意見を述べること、職務を行うために必要な研究調査を行うことなどです。定期的に会議を開催し、社会教育の諸課題について、調査研究や協議を行うとともに、今までに「社会教育の今後のあり方」や「中学生の居場所づくり」、「狛江市社会教育関係団体のあり方」等について意見をいただいています。その他、スポーツ関連では、スポーツ基本法に基づき設置されるスポーツ推進委員やスポーツ推進審議会、公民館には社会教育法に基づき設置される公民館運営審議会、図書館には図書館法に基づき設置される図書館協議会があり、有識者や関係者、市民等を交えた会議等により、社会教育の推進に寄与いただいています。また、文化財保護法に基づき、文化財の調査及び研究や、市の指定文化財の指定・解除等を行う文化財専門委員が設置されています。

▼ 公民館（中央公民館・西河原公民館）

- ・狛江市の公民館は2館体制
- ・市民センター改修に伴い中央公民館は令和6年9月から休館、令和7年11月にリニューアルオープン予定
- ・西河原公民館では、令和6年9月より利用区分を従来の3区分から4区分へ変更し、利用区分を拡充

▼ 図書館（中央図書館）

- ・中央図書館及び西河原公民館図書室・各地域センター図書室（4か所）で図書サービスネットワークを形成

- ・中央図書館は市民センター改修に伴い令和6年9月から臨時窓口開設、令和8年10月に新設図書館（大人向けサービスの拠点）を開館予定（旧駄倉地区センター等跡）

- ・令和7年11月に市民センター内に図書コーナー（子ども向けサービスの拠点）を開館予定

▼ 体育施設（市民総合体育館（市民プール）・市民グラウンド・多摩川緑地公園グラウンド・西和泉体育館・西和泉グラウンド・東野川市民テニスコート・元和泉市民テニスコート・元和泉市民運動ひろば・元和泉スリーオンスリコート）

- ・令和7年8月から市民総合体育館が大規模改修のため休館予定
- ・学校開放で、学校の屋内運動場及び校庭等を貸出
- ・旧狛江第四小学校跡地への新体育施設の整備を検討中

▼ 古民家園（むいから民家園）

- ・令和4年に開園20周年を迎え、茅葺屋根の葺替え改修等を実施

▼ 歴史公園（猪方小川塚古墳公園、亀塚古墳公園、土屋塚古墳公園）

- ・市内4か所目となる白井塚古墳公園を整備中

▼ その他

- ・現在発掘調査で出土した遺物や寄贈を受けた民具等の文化財及び歴史資料等の保管場所については、旧狛江第七小学校跡地にある自転車等保管返還場所の一部を対象に具体的な検討が進んでいます。また、これらの文化財及び歴史資料等を効果的に活用し、狛江の歴史や文化をわかりやすく伝えるための展示施設について、さらに検討を重ねる必要があります。

● 教育費（決算）の推移と主要事業

(単位:円)

年度(令和)	2	3	4	5	6(予算)	
一般会計歳出合計額	38,899,366,414	33,282,004,012	35,009,740,196	34,489,739,816	33,920,000,000	
教育費歳出額	4,018,292,123	4,213,922,268	4,384,884,964	3,956,683,600	4,055,036,000	
前年度比(教育費)	-	4.9%	4.1%	△9.8%	2.5%	
教育費 内訳	教育総務費	805,344,056	498,035,531	533,419,326	583,762,799	744,849,000
	小学校費	1,166,341,562	1,494,708,468	1,264,316,985	1,137,692,603	1,012,602,000
	中学校費	767,446,984	883,621,092	709,207,356	1,007,543,574	628,222,000
	幼児教育費	434,762,021	403,274,286	381,011,785	374,786,603	441,983,000
	社会教育費	611,238,734	795,638,239	1,337,174,191	698,455,878	1,029,725,000
	保健体育費	233,158,766	138,644,652	159,755,321	154,442,143	197,655,000
一般会計対構成比	10.3%	12.7%	12.5%	11.5%	12.0%	
主な事業	.GIGAスクール構想推進(初期情報端末整備) .小中学校給食費の公費計化に伴う食材料費の増 .一小児童増対策工事 .二中大規模改修工事 .三中普通教室、三小、一・三・四中屋内運動場空調整備工事	.GIGAスクール構想推進 .市民ホール改修工事 .一小児童増対策工事 .三中大規模改修 .五・六・和泉小屋内運動場空調整備工事	.GIGAスクール構想推進 .市民ホール改修工事 ※三小大規模改修、五・六・和泉小特別教室等空調設備整備工事等の令和3年度補正予算への計上替えによる減	.GIGAスクール構想推進 ※市民ホール改修工事、五小校舎外部建具改修工事の完了等による減	.市民センター大規模改修工事 .新図書館整備に伴う準備経費・実施設計委託 .市民総合体育館大規模改修工事実施設計委託	

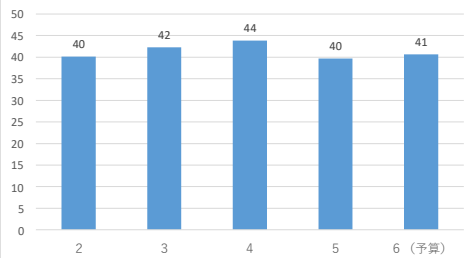
(4) 今後の課題

第4期計画の策定にあたっては、グローバル化や情報化が急速に進展する社会の変化への対応に加え、時代や文化を超えた普遍的な価値を重んじた施策展開を図ることが重要な課題と捉えています。

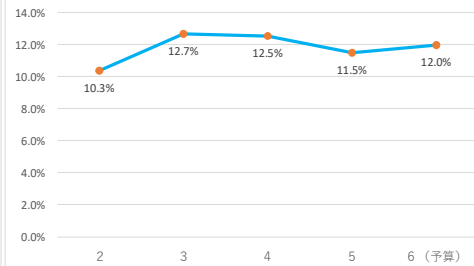
学校教育の分野では、個別最適な学習や協働的な学びを通じて、知・徳・体のバランスのとれた基礎的・基本的な知識・技能の習得と課題解決力の育成が求められています。持続可能な社会を目指すとともに、共生社会の実現に向けては、多様な考えを尊重し、合意形成を図るための社会性等をはぐくむことが重要となっています。また、児童・生徒の学びを支える教職員の働き方が課題となっており、学校教育を継続的に支える仕組みの構築が急務です。

一方、社会教育の分野では、地域コミュニティの維持・活性化への貢献、社会の変化に対応した学習機会の提供や多文化共生など、学校教育同様に誰一人取り残されることのない社会の実現に向けた社会教育の推進が課題となっています。すべての市民が生涯を通じて学び、活動ができる創造的な空間づくりと持続可能な社会教育システムの構築を進めるとともに、スポーツの力を活かし、他者尊重の精神の醸成や市民の健康増進、また、コミュニティの再構築につなげていくことが必要です。また、長い歴史の中で、生まれ、はぐくまれてきた、地域の文化財の保存と活用は責務であり、守り伝えられてきた貴重な地域の財産を地域ぐるみで次世代に引き継いでいくことが課題となっています。

教育費歳出額(億円)の推移



一般会計対構成比(%)



4. 施策体系

第4期狛江市教育振興基本計画		
基本方針	施策	施策展開の方向性
1 子どもが自らの人生を切り拓いていく力の育成	(1) 生命や人権を尊重する態度や豊かな心を育てる教育	① 互いの生命や人格・人権を尊重し、あらゆる偏見や差別をなくす人権教育を推進します。 ② 自ら道徳的な価値観を問い、他者と協働しながら、よりよい生き方を目指す道徳教育を推進します。 ③ いじめ防止等の対策や自殺防止対策に資する取組を推進します。
	(2) 主体的に社会の形成に参画する態度や生きる力の育成	① 確かな学力の定着とDXの時代を生き抜くための基礎的・基本的な知識・技能の伸長を図ります。 ② 異なる価値観を乗り越え関係を構築する力や新しい価値を創造する力をはぐくむ教育を推進します。 ③ 安全や防災に対する意識と社会に貢献できる資質・能力をはぐくむ教育を推進します。
	(3) 子どもの健康と体力づくりの推進	① 健康で充実した生活を送るための知識や行動力を養う教育を推進します。 ② たくましく生きるために必要な体力を養い、健やかな体をはぐくむ教育を推進します。
	(4) グローバル社会で活躍する人材の育成	① 持続可能な社会の創り手となり、グローバル社会で活躍できる資質・能力を伸ばす教育を推進します。 ② 日本や狛江の伝統・文化を理解し発信する力を養い、国や郷土を愛する心の涵養を図ります。 ③ 芸術や狛江らしい文化活動に身近に触れる機会を提供し、情操・芸術教育を推進します。
2 子どもに寄り添った誰一人取り残さない教育の推進	(1) インクルージョンの推進	① 子どもたちが互いを尊重し合いながら学ぶ、すべての子どもたちのための特別支援教育を推進します。 ② 子どもや保護者の意向を尊重し、適切な就学や支援につなげます。 ③ 合理的配慮の下、医療的ケアが必要な子どもの就学を支援します。
	(2) 多様なニーズに応じたきめ細かなサポートの充実	① 様々な困難を抱える子どもたちの能力を最大限に伸ばすための支援の充実を図ります。 ② 多様な学びの場を創出し、学びのセーフティネットの充実を図ります。 ③ 外国籍や外国語を母語とする子どもたちへの支援の充実を図ります。
	(3) 子どもの理解・アセスメント機能の充実	① 子どもたちの声をきく体制づくりや、専門的人材を活用した相談体制の機能強化を図ります。 ② 学校等において、多角的なアセスメントが組織的に行われるよう連携の充実を図ります。
3 家庭・地域・学校で子どもの学びを支える教育環境の整備	(1) 家庭との連携・地域との協働による学校づくりの推進	① 小中学校9年間を通じた教育を展開し、学校と家庭、地域社会で子どもたちを見守りはぐくむ活動を推進します。 ② 情報発信や外部評価を積極的に活用し、教育活動の改善・充実につなげます。 ③ 専門家や地域の教育資源を活用し、部活動を始め子どもたちを地域で支え伸ばす活動を推進します。
	(2) 安心安全で豊かな学校生活を送るための環境整備	① 学校施設の計画的改修や修繕を推進し、学校の適正規模等に関する議論を深めます。 ② 安心安全な給食の提供や食育の推進、学校・通学路における防犯や交通安全のための取組を推進します。 ③ 学校図書館と市立図書館の連携を深め、教員の教育活動や子どもたちの学びを支えます。
	(3) 学校の力の向上・働き方改革の推進	① 教員のキャリアに応じた資質・能力の育成や管理職の学校経営力の向上を図ります。 ② 学校の労働安全衛生体制の整備や教員の負担軽減、学校における役割分担の見直しを進めます。
4 生涯を通じた学びの充実とスポーツの推進	(1) 学びの環境づくりの充実	① 世代を超えた交流や仲間づくりを支え、公民館の学びや居場所としての機能の充実を図ります。 ② 誰もが身近な場所で主体的に学ぶことができる図書館の情報センター機能の充実を図ります。
	(2) 多様なニーズやライフステージに応じた学びの充実	① 新しい世代に向けた情報発信や多様なニーズに応じた事業を展開し、生涯を通じた学びの機会を提供します。 ② 市立図書館のDX化による利便性向上や図書館機能の充実・機能強化を図ります。
	(3) スポーツを楽しむ環境の整備	① 既存スポーツ施設の計画的な改修や、防災機能も備えた新スポーツ施設の整備を検討します。
	(4) 豊かな生活のためのスポーツの推進	① スポーツへの興味・関心を高め、市民の豊かなスポーツライフをサポートします。 ② 生涯スポーツの推進を図り、よりよい生活や生きがいづくりにつなげます。
5 歴史・文化への理解と継承	(1) 歴史・文化の継承と人材の発掘	① 文化財等の活用を通じて狛江への愛着をはぐくみ、狛江の歴史や文化の継承を担う人材を発掘します。
	(2) 史跡や文化財の効果的な活用	① 狛江の歴史や文化を身近に感じられる場所として、古墳等の史跡や古民家園等を効果的に活用します。

基本方針Ⅰ 子どもが自らの人生を切り拓いていく力の育成

「学習指導要領(平成29年3月告示)」では、変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力をバランスよく育成することに加え、激しい変化が進む時代にあってもよりよい人生や社会を自ら創り出すことができる子どもたちを育てる質の高い教育の実践が求められています。

文部科学省の中央教育審議会では、「令和の日本型学校教育」の構築として、すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現が示されており、社会のあり方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来を見据え、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げています。

将来予測が困難な時代において、自らが社会の創り手となり、先見性をもって課題解決に挑み、持続可能な社会を形成し、維持・発展させていくと同時に、個人として幸せや生きがいを追求しつつ、地域や社会の幸せや豊かさを願う「調和と協調(Balance and Harmony)に基づくウェルビーイング」を基本とした新たな教育を目指すことが求められています。

教育理念及び教育目標(1)(2)の実現に向け、狛江市基本計画の方針も踏まえ、「子どもが自らの人生を切り拓いていく力の育成」を基本方針Ⅰとし、教育基本法の理念・目的・目標の実現と社会や時代の変化への柔軟な対応をもって、学習指導要領で示された主体的・対話的で深い学びを実現するとともに、「令和の日本型学校教育」の構築を目指します。

【施策】

(1) 生命や人権を尊重する態度や豊かな心を育てる教育

- ① 互いの生命や人格・人権を尊重し、あらゆる偏見や差別をなくす人権教育を推進します。
- ② 自ら道徳的な価値観を問い、他者と協働しながら、よりよい生き方を目指す道徳教育を推進します。
- ③ いじめ防止等の対策や自殺防止対策に資する取組を推進します。

(2) 主体的に社会の形成に参画する態度や生きる力の育成

- ① 確かな学力の定着とDXの時代を生き抜くための基礎的・基本的な知識・技能の伸長を図ります。
- ② 異なる価値観を乗り越え関係を構築する力や新しい価値を創造する力をはぐくむ教育を推進します。
- ③ 安全や防災に対する意識と社会に貢献できる資質・能力をはぐくむ教育を推進します。

(3) 子どもの健康と体力づくりの推進

- ① 健康で充実した生活を送るための知識や行動力を養う教育を推進します。
- ② たくましく生きるために必要な体力を養い、健やかな体をはぐくむ教育を推進します。

(4) グローバル社会で活躍する人材の育成

- ① 持続可能な社会の創り手となり、グローバル社会で活躍できる資質・能力を伸ばす教育を推進します。
- ② 日本や狛江の伝統・文化を理解し発信する力を養い、国や郷土を愛する心の涵養を図ります。
- ③ 芸術や狛江らしい文化活動に身近に触れる機会を提供し、情操・芸術教育を推進します。

施策(1) 生命や人権を尊重する態度や豊かな心を育てる教育

- ① 互いの**生命や人格・人権を尊重**し、あらゆる**偏見や差別をなくす**人権教育を推進します。

互いの生命や人権を尊重することは、人々の自由や権利を保障するための基礎であり、あらゆる場面において社会から偏見や差別をなくすための取組は、安全な社会を築くためにとても重要です。共生社会の実現には、性に対する多様性(LGBTQ+^{*1}等)を含めて、あらゆる個性を尊重し、その価値をお互いに認め合うことが必要不可欠です。

多様な価値観、多様性・社会的包摂性の理解促進を目指す人権教育に加え、子どもの人権を守る視点から教職員への人権研修の実施やスクールハラスメント^{*2}防止に取り組みます。また、子どもの権利条約^{*3}やこども基本法、(仮称)子ども条例^{*4}を踏まえ、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益の実現に向け、子どもの権利についての理解促進を図ります。

- ② 自ら**道徳的な価値観**を問い、**他者と協働**しながら、よりよい**生き方**を目指す**道徳教育**を推進します。

道徳的価値観とは、よりよく生きるための礎を築くものです。そのためには、主体的に道徳的価値観を形成するとともに、多様な価値観を理解する必要があります。子どもたちが、道徳的価値観を広げる学びや自分とは違う道徳的価値観に触れることにより、自らの道徳的価値観を問い、他者と協働しながら、よい道徳的価値観を形成できるよう、道徳的な判断力や心情、実践意欲・態度の向上に資する道徳教育に取り組みます。

- ③ **いじめ防止等の対策**や**自殺防止対策**に資する取組を推進します。

いじめは絶対にあってはならないことです。また、子どもたちが自ら命を絶つことも絶対あってはなりません。子どもたちが安心安全に生活できるための学級・学校風土づくりや、希望をもって、社会で生きるための教育に取り組めます。

また、万が一、安全が脅かされた時に、自らSOSを発信することも重要です。そして、傍観者とならずに、他人の痛みに気付き、他人のSOSを受容することも大切です。自分を大切にするとともに、自分事に限らず困った時にSOSを発信できる「SOSの出し方に関する教育」を推進します。

*1 LGBTQ+:様々なセクシャリティの種類等の頭文字をとってつけられたセクシュアルマイノリティ(性的少数者)を意味する言葉

*2 スクールハラスメント:学校で起こる教員同士又は教員と子どもの間で起こるハラスメント行為

*3 子どもの権利条約:世界中のすべての子どもたちがもつ権利(子どもが大人と同様にひとりの人間としての人権を認められているもの)を定めた条約で1989年に国連で採択(日本は1994年に批准)

*4 (仮称)子ども条例:令和7年12月制定予定の子どもの視点に立った施策を総合的に推進していくため泊江市において検討を進めている条例



人権教育研修会

施策(2) 主体的に社会の形成に参画する態度や生きる力の育成

- ① **確かな学力の定着とDXの時代を生き抜くための基礎的・基本的な知識・技能の伸長を図ります。**

学習指導要領を踏まえ、確かな学力の定着と個々の能力の伸長を図ります。「主体的・対話的で深い学び」を重視した教育を推進し、DX*1の時代を生き抜くために、プログラミング教育*2による論理的思考力やICTを活用した課題解決力を育成するとともに、教科横断的な学習を進めることで、子どもたち一人ひとりに応じた個別最適な学びと、互いの特長を生かした協働的な学びを実現し、「令和の日本型学校教育」を構築します。また、デジタルシチズンシップ教育*3により、デジタル化が生活にもたらす影響について正しい理解を深め、デジタル社会に必要な情報リテラシーや情報モラル等の資質・能力を醸成します。

- ② **異なる価値観を乗り越え関係を構築する力や新しい価値を創造する力をはぐくむ教育を推進します。**

新しい価値を創造するためには、古い価値観にとらわれない大胆な行動変容が必要です。また、持続可能な社会を築くためには、個々人の行動変容だけでなく、異なる価値観を乗り越えて、同じ目標に向かって協働していくことも重要です。外部人材や関係機関と連携し、体験活動や職場体験等に系統的に取り組むキャリア教育*2や教育研究等を通じて、イノベーション人材*4の育成に寄与する取組を進めます。また、子どもたちが政治や社会に関心を持ち、自らの権利を自らの意思で行使することも重要です。主体的に社会に参加するための主権者教育に取り組めます。

- ③ **安全や防災に対する意識と社会に貢献できる資質・能力をはぐくむ教育を推進します。**

日常的に危険を予測し回避する能力や他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身につけるための各種訓練や災害ボランティア教育等、生活安全・交通安全・災害安全の3領域にバランスよく取り組み、学校や家庭・地域が一体となった防災教育や、安全教育に取り組めます。また、いじめや性暴力等の加害者・被害者・傍観者にならないよう「生命(いのち)の安全教育」の充実を図ります。

*1 DX:デジタル・トランス・フォーメーションの略、デジタル化で変革をもたらす事象(再掲)

*2 プログラミング教育:論理的に考える、問題を解決するといったプログラミング思考をはぐくむ教育

*3 デジタルシチズンシップ教育:優れたデジタル市民になるために必要な資質・能力を身につけることを目的とした教育

*4 キャリア教育:社会的・職業的自立に向け発達を促す教育

*5 イノベーション人材:変革をもたらす、新たな価値を創造する人材



総合的な学習の時間(小学校)



協働的な学び(小学校)

施策(3) 子どもの健康と体力づくりの推進

① 健康で充実した生活を送るための知識や行動力を養う教育を推進します。

健康で充実した生活を送るためには、健康に関する知識や健康を守るための行動力を身につけることが重要です。これまで、各学校で行われてきた健康教育の取組を継続するとともに、がん教育等、健康を守るための正しい知識を身につける教育に取り組みます。また、自らの健康状態を理解し、健康の保持・増進に努めることも大切です。正しい食習慣や健康的な日常生活を送るための食育や生活習慣病の予防、健康被害に会わないための薬物乱用防止等に引き続き取り組みます。

② たくましく生きるために必要な体力を養い、健やかな体をはぐくむ教育を推進します。

令和5年度東京都児童・生徒体力・運動能力の調査結果においては、狛江の子どもたちの体力・運動能力については、全国平均や東京都平均を下回る項目があります。数年の間、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、子どもたちの運動は大きな制約を受けてきました。ポストコロナ*¹において、日常的な体力向上の取組は必須であり、各学校で行われてきた体力向上の取組を継続するとともに、家庭との連携や地域との協働による体力づくりに取り組みます。



小学生運動会



中学校体育祭

*1 ポストコロナ:新型コロナウイルス感染症まん延後の生活や働き方、価値観が変化した状況

施策(4) グローバル社会で活躍する人材の育成

- ① **持続可能な社会の創り手**となり、**グローバル社会で活躍できる資質・能力**を伸ばす教育を推進します。

インバウンド*1の増大により、海外から多くの人々が来日しており、子どもたちにとってグローバル化は、より身近なものとなっています。ESD 年間指導計画*2による教科横断的な取組等により、世界共通でサステナブルを目指す SDGs*3の理念等を踏まえた持続可能な社会の創り手となる人材の育成や、コミュニケーション能力を高める外国語や異なる文化を学ぶ意欲向上を図る実践的な取組など、子どもたちが社会事象や諸課題について問題意識を持ち、多様な他者と関わり、理解する体験活動を重ね、グローバル社会で活躍できる人材の育成に取り組みます。

- ② **日本や狛江の伝統・文化を理解し発信する力**を養い、**国や郷土を愛する心**の涵養を図ります。

狛江市の教育に関するアンケートの結果では、中学生になると狛江の伝統・文化や歴史に対する関心が薄らいていく傾向がみられました。身近な地域の伝統や文化に直接触れることで、地域社会の一員としての自覚をもつとともに、グローバル社会の一員として、自らの国や郷土を愛する心の涵養を図ります。伝統文化の専門家への招へい等による伝統文化への理解促進や、狛江の歴史を学ぶための出前授業、文化財ガイドの活用など、小中学生への働きかけに積極的に取り組みます。

- ③ **芸術や狛江らしい文化活動**に身近に触れる機会を提供し、**情操・芸術教育**を推進します。

創造力や感性等豊かな心を育成するとともに、芸術・文化に対する理解を深めるため、音楽鑑賞会やアウトリーチコンサート*4などの芸術や絵手紙教室*5など狛江らしい文化活動に身近に触れる機会を提供するとともに、様々な芸術分野の専門家等の招へいなどを通じて、情操・芸術教育を推進します。

*1 インバウンド:「外から中に入ってくる」という意味。観光やビジネス等を目的に来日する外国人たちを指す事象として使われる言葉

*2 ESD 年間指導計画:ESD カレンダーとも呼ばれる。持続可能な開発のための教育(ESD)を展開するための指導計画(再掲)

*3 SDGs:持続可能な開発目標、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成される国際目標(再掲)

*4 アウトリーチコンサート:プロのアーティストを学校へ派遣して、ミニコンサート等を行う体験事業

*5 絵手紙教室:狛江発祥の絵手紙を楽しみ学ぶ体験事業



吹奏楽部発表会(中学校)

基本方針2 子どもに寄り添った誰一人取り残さない教育の推進

個別最適な学習と協働的な学びにより、誰一人取り残すことなく、子どもたち一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、豊かな人間性や社会性をはぐくむことが重要です。共生社会の実現を目指す視点から、教育のインクルージョン（社会包摂）を推進することにより、すべての子どもたちが適切に社会に参加・貢献できるよう教育現場においてサポートしていく必要があります。

特に学びにくさは、多様かつ個人差が大きく、子どもたちの状況に応じて、学習上又は生活上の困難さを改善・克服するために、オンライン学習等 ICT を有効活用し、子どもたちの可能性を最大限に引き出していく教育活動を一層推進していくことも重要です。また、学びの場や生活の場は学校や家庭に限られません。子どもたちの社会的な自立を支援する学びのセーフティネットの充実も必要です。

誰もが健康で文化的な生活が実現できるよう、社会資本や地域資源を最大限に活用した取組を進め、SDGs でも大切にされている「誰一人取り残さない」という理念を実現することが求められています。

教育理念及び教育目標（1）（2）の実現に向け、狛江市基本計画の方針を踏まえ、「子どもに寄り添った誰一人取り残さない教育の推進」を基本方針2とし、インクルージョンの推進や相談・支援体制のより一層の充実を図るほか、教育委員会と市長部局が連携を図り、多様な学びの場の充実を図ります。

【施策】

（1）インクルージョンの推進

- ① 子どもたちが互いを尊重し合いながら学ぶ、すべての子どもたちのための特別支援教育を推進します。
- ② 子どもや保護者の意向を尊重し、適切な就学や支援につなげます。
- ③ 合理的配慮の下、医療的ケアが必要な子どもの就学を支援します。

（2）多様なニーズに応じたきめ細かなサポートの充実

- ① 様々な困難を抱える子どもたちの能力を最大限に伸ばすための支援の充実を図ります。
- ② 多様な学びの場を創出し、学びのセーフティネットの充実を図ります。
- ③ 外国籍や外国語を母語とする子どもたちへの支援の充実を図ります。

（3）子どもの理解・アセスメント機能の充実

- ① 子どもたちの声をきく体制づくりや、専門的人材を活用した相談体制の機能強化を図ります。
- ② 学校等において、多角的なアセスメントが組織的に行われるよう連携の充実を図ります。

施策(1) インクルージョンの推進

- ① **子どもたちが互いを尊重し合いながら学ぶ、すべての子どもたちのための特別支援教育を推進します。**

障がいのあるなしに関わらず、すべての子どもたちが共に学び、共に体験することで相互理解が深まります。学校内での交流や共同学習に加え、副籍制度による交流活動等を推進します。また、共生社会の実現に向けて、すべての学校において、特別支援教育への理解を深めるため、障がい特性の理解や対応力をさらに向上させていく取組を進めます。多様性の尊重と包摂性の推進の観点から、子どもたちの性自認*¹や性的指向*²に関する配慮も必要不可欠です。人権教育等において理解を深めるとともに、中学校の制服の見直し等対応は進んでいますが、当事者にとって学校生活に不便や支障が生じないように引き続き適切な配慮を進めます。

なお、施設改修にあたっては、インクルージョン推進の観点から物理的障がいにより就学に困難が生じないようにユニバーサルデザインを取り入れます。

- ② **子どもや保護者の意向を尊重し、適切な就学や支援につなげます。**

就学相談や教育相談において、本人や保護者の意向を最大限尊重しつつ、適切な就学や支援について十分な検討を行います。就学相談や医師・作業療法士等の専門家による巡回相談の充実、特別支援教育支援員等の人員確保に努めます。

- ③ **合理的配慮の下、医療的ケアが必要な子どもの就学を支援します。**

医療的ケア児*³について、医療機関と教育委員会、市長部局が連携を図り、合理的配慮の下、可能な限り受入れを検討します。医療的ケア児が、安心安全に学校で学ぶことができるよう、受入れにあたっては、学校の負担等も考慮し、看護師配置のための予算確保等、必要な措置について保護者と十分に協議し、検討します。

*¹ 性自認:「心の性」ともいわれ、自分の性別をどう認識しているかを示す概念

*² 性的指向:恋愛や性愛の対象が、どの方向にあるのかを示す概念

*³ 医療的ケア児:日常生活において医療的なケアが必要な子ども(再掲)



車椅子バスケットボール



特別支援学級連合展覧会

施策(2) 多様なニーズに応じたきめ細かなサポートの充実

- ① 様々な**困難を抱える子どもたちの能力**を最大限に伸ばすための支援の充実を図ります。

様々な困難を抱える子どもたちの能力を最大限に伸ばすため、ICTの活用が注目を集めています。狛江市においても、不登校児童・生徒への支援として仮想空間(メタバース)を利用した学習環境の提供や、自閉症・情緒障害がい特別支援学級におけるアバター*1を使った学校行事等への参加など、民間のノウハウ等を活用して取り組んできました。また、いわゆる境界知能*2といった新たな課題がクローズアップされています。大人になって、対人関係や仕事、日常生活において困難を抱えている方も多いとされています。就学期において、適切な支援が受けられるよう知見を広めるため調査・研究を進める必要があります。引き続き、先進的な取組等を参考に、子どもたちの特性に合わせた個別最適な学習方法を検討します。

- ② **多様な学びの場**を創出し、**学びのセーフティネット**の充実を図ります。

学ぶ意欲と能力がある子どもたちが、様々な困難において学習機会が失われることがあってはなりません。経済的に困難な家庭には就学援助制度等の経済的負担軽減制度があります。学校へ行くことが困難な子どもたちには、適応指導教室や別室登校等の仕組みを整備してきました。特別支援教育においては、特別支援学級や特別支援教室の充実を図ってきました。引き続き、多様な学びの場を創出し、公民館による中高生の居場所づくり(ティーンズルーム*3等)を始め、教育委員会と市長部局の連携により、若者支援の充実を図ります。

- ③ **外国籍や外国語を母語とする子どもたちへの支援**の充実を図ります。

文部科学省の平成30年度の調査では、日本語指導が必要な児童・生徒が10年間で1.5倍に増加しており、国として国際人権規約等を踏まえ、適正な義務教育への就学を促進し、指導・支援体制を充実する方向性が示されています。狛江市においても、日本語指導を必要とする児童・生徒数は増加傾向にあり、充実していく必要があります。外国籍や外国語を母語とする子どもたちが、豊かな学校生活を送ることができるよう、必要な日本語能力の取得や社会で生きていくために必要な学力や知識を身につけられるよう、一人ひとりの実態に応じた支援を推進し、共生社会の実現を図ります。

*1 アバター: デジタル空間におけるユーザーの代理となるキャラクターやアイコン

*2 境界知能: 学習困難、対人関係やコミュニケーションの困難、身の回りや社会生活の困難を感じる傾向があり、知的障がいとの境界域に位置する状態に対して使われることのある言葉

*3 ティーンズルーム: 中高生を中心に活用してもらうために設置する部屋



不登校・教育相談対策委員会



特別支援学級・教室代表者会

施策(3) 子どもの理解・アセスメント機能の充実

- ① **子どもたちの声をきく体制づくり**や、**専門的人材を活用した相談体制の機能強化**を図ります。

子どもたちが安心安全に学校生活を送るためには、まず教員等が子どもへの理解を深めるために観察し、声に対し真摯に耳を傾けることから始まります。教員等の傾聴スキルの向上を図るとともに、QU アンケート*1を始め、子どもたちの思いを把握するなど、その声を反映していく学校経営に努めます。また、子どもたちが安心して日常生活を送ることができるよう、情報共有アプリ等を活用した相談窓口を開設する等、子どもたちが困った時に気軽に相談できる仕組みづくりを検討します。

また、教員の児童・生徒への理解や保護者等からの相談に対応するためには、専門的な見地からの助言や指導が欠かせません。引き続き、専門教育相談員やスクールカウンセラー(SC)*2、スクールソーシャルワーカー(SSW)*3などの専門的人材を活用しながら、相談体制の充実を図り、様々な課題解決に向け取り組みます。



SC 連絡会

- ② 学校等において、**多角的なアセスメント**が**組織的に**行われるよう連携の充実を図ります。

家庭等における教育課題への対応に加え、地域共生社会における重層的支援体制の下、児童虐待や経済的な困難(貧困)、また、ヤングケアラー*4等、子どもたちが家庭において抱える問題に対し、いち早く気づき、支援へとつなぐ役割(アウトリーチ)が学校や教育委員会に求められています。東京都教育委員会が作成した「児童・生徒を支援するためのハンドブック」等の活用や、教育委員会と市長部局の適切な連携等により、生活全般に着目した適切なアセスメント*5が組織的に行われるよう関係機関との連携のより一層の充実を図ります。

*1 QU アンケート: 学校生活における満足度・意欲、学級集団の状態等を調べるアンケート(再掲)

*2 スクールカウンセラー: SC と略される、教育機関で心理相談業務に従事する心理専門家

*3 スクールソーシャルワーカー: SSW と略される、児童・生徒が生活の中で抱えている様々な問題を解決する専門職

*4 ヤングケアラー: 日常的に家族の介護や世話などを過剰に引き受けている若者

*5 アセスメント: 客観的な評価と分析による最適な対応の検討・サポート

基本方針3 家庭・地域・学校で子どもの学びを支える教育環境の整備

狛江市では、コミュニティ・スクール*1制度や地域学校協働活動*2の導入等により、子どもたちの願いや地域の願いを実現していく、「地域とともにある学校づくり」を推進してきました。多くの地域の方々の参画によって成り立っており、子どもたちや学校、地域を愛する皆さんの持続的な取組により、黎明期を迎えています。

今後も、地域資源や地域人材、民間のノウハウ等を活用し、狛江らしい教育を展開するとともに、適切な情報発信や学校評価により、学校運営や教育活動の改善・充実を図っていく必要があります。また、部活動の地域連携によって、学校の働き方改革とともに、子どもたちのために将来に向けて持続可能な部活動のあり方を模索していくことが求められています。

学校施設の老朽化が進んでいます。計画的に改修を進めるとともに、少子化傾向を踏まえ、将来に向けた施設整備の考え方について改めて整理する必要性も生じています。

教育理念及び教育目標(1)(2)の実現に向け、狛江市基本計画の方針を踏まえ、「家庭・地域・学校で子どもの学びを支える教育環境の整備」を基本方針3とし、教育委員会が主導するのではなく、学校や地域が主体となって取り組んでいく、学校と家庭の連携、学校と地域との協働を支えるとともに、学びの環境整備として、大規模改修等、必要な施設整備を進めます。

【施策】

(1) 家庭との連携・地域との協働による学校づくりの推進

- ① 小中学校9年間を通じた教育を展開し、学校と家庭、地域社会で子どもたちを見守りはぐくむ活動を推進します。
- ② 情報発信や外部評価を積極的に活用し、教育活動の改善・充実につなげます。
- ③ 専門家や地域の教育資源を活用し、部活動を始め子どもたちを地域で支え伸ばす活動を推進します。

(2) 安心安全で豊かな学校生活を送るための環境整備

- ① 学校施設の計画的改修や修繕を推進し、学校の適正規模等に関する議論を深めます。
- ② 安心安全な給食の提供や食育の推進、学校・通学路における防犯や交通安全のための取組を推進します。
- ③ 学校図書館と市立図書館の連携を深め、教員の教育活動や子どもたちの学びを支えます。

(3) 学校の力の向上・働き方改革の推進

- ① 教員のキャリアに応じた資質・能力の育成や管理職の学校経営力の向上を図ります。
- ② 学校の労働安全衛生体制の整備や教員の負担軽減、学校における役割分担の見直しを進めます。

*1 コミュニティ・スクール：地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学校運営協議会が設置された学校(再掲)

*2 地域学校協働活動：子ども成長を軸として、地域と学校がパートナーとして連携・協働する活動(再掲)

施策(1) 家庭との連携・地域との協働による学校づくりの推進

- ① **小中学校9年間を通じた教育**を展開し、**学校と家庭、地域社会**で子どもたちを見守りはぐくむ活動を推進します。

コミュニティ・スクール制度を適切に運用し、小中学校9年間を通じて、学校間の学びをつなぐとともに、地域の願いや子どもたちの声を生かした学校経営を引き続き推進します。地域学校協働本部と地域コーディネーター*1の連携を深め、放課後学習室*2を始め、地域の特性を生かした地域学校協働活動を引き続き展開します。また、PTAやおやじの会、青少年育成委員会*3等、学校や地域を支える団体や民生児童委員等のキーパーソンとの連携・協働をさらに推進します。家庭の実情を踏まえた連携のあり方を模索し、家庭と連携・協力して子どもたちの生きる力をはぐくみます。

- ② **情報発信や外部評価**を積極的に活用し、**教育活動の改善・充実**につなげます。

学校運営協議会*4への学校経営方針等の報告や、学校だよりや学校ホームページ等による積極的な教育活動に関する情報発信により、地域や社会に開かれた学校経営を推進するとともに、地域とともにある学校を目指します。教育委員会広報誌「ガク☆チキ」や教育委員会ホームページ等により引き続き適切な情報発信に努めます。また、児童・生徒、保護者等による学校評価や専門家による第三者評価*5により、教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善・充実に努めます。教育行政全般については、自己点検及び評価*6により、教育の質の維持・向上に努めます。

- ③ **専門家や地域の教育資源**を活用し、部活動を始め子どもたちを地域で支え伸ばす活動を推進します。

部活動指導員やティーチング・アシスタント*7等の活用による学校支援や、職業体験など地域の事業者との連携、特別講義等における専門家や地域人材の登用により、地域の力を広く活用した教育活動を展開します。地域学校協働活動においては、民間事業者や大学等との産学協働に取り組むなど教育活動を支える環境整備に努めます。また、社会的課題となっている部活動の地域連携については、狛江市立学校の部活動地域連携推進事業計画*8に基づき、休日部活動の地域連携の取組を段階的に推進するとともに、地域連携に関する基本的な方針について、地域の方を交えて議論を深めます。

*1 地域コーディネーター：地域と学校をつなぎ、地域学校協働活動を推進する役割をもつ者

*2 放課後学習室：放課後や休日等に学校の教室を開放し、自習を中心にサポートする活動

*3 青少年育成委員会：狛江市では中学校区ごとに設置されている青少年の健全育成のため設置・運営される自主地域組織活動団体

*4 学校運営協議会：コミュニティ・スクールに置かれる地域住民と学校で学校運営を協議する組織

*5 第三者評価：学校運営の質を高めることを目的に外部の専門家中心に行う学校評価

*6 自己点検及び評価：地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき行われ、議会へ報告する義務がある点検・評価

*7 ティーチング・アシスタント：教職を目指す学生等で、授業等において教員をサポートする者

*8 狛江市立学校の部活動地域連携推進事業計画：部活動の地域連携について、改革推進期間における具体的取組の方向性について示した計画（再掲）

施策(2) 安心安全で豊かな学校生活を送るための環境整備

- ① 学校施設の計画的改修や修繕を推進し、学校の適正規模等に関する議論を深めます。

学校施設の多くは建設から50年以上が経過し、長寿命化・老朽化対策としてのメンテナンスが必要不可欠です。また、大規模改修にあたっては、学校施設の有効活用の観点から、防災機能の充実や地域への開放も視野に入れ、検討する必要があります。学校施設の計画的改修と修繕を進めるほか、将来的な変化に対応するため、弾力的な施設環境の整備や学校の適正規模・適正配置*1に関する議論を深めます。

- ② 安心安全な給食の提供や食育の推進、学校・通学路における防犯や交通安全のための取組を推進します。

学校給食では、地元生産者との連携による地場野菜の調達や食育の推進、アレルギー除去食対応など、きめ細かい取組を続けています。同時に給食試食会等、給食に対する理解を広げる取組も行っています。特にアレルギー対応については、学校給食と学校保健が連携し、アレルギー・アナフィラキシー対応講習等の事故対応の研修に取り組んでいます。今後も、各種取組の継続に加え、粕江独自の学校給食物資規格表*2に基づく食材調達や定期的な食材検査*3により、安心安全でおいしい給食を子どもたちへ届けます。また、通学路合同点検*4による危険か所等の確認・改善や通学路等の防犯カメラの保守維持など、児童・生徒の安全確保に向けた支援体制の充実を図ります。学校安全ボランティア*5による通学路の見守りやPTAによる「こどもみまもり110番*6」など地域の力を生かした取組も継続します。

- ③ 学校図書館と市立図書館の連携を深め、教員の教育活動や子どもたちの学びを支えます。

子どもの読書離れが危惧されています。様々な要因が挙げられていますが、豊かな感性を育てるために読書は欠かせません。情報のデジタル化の進展に伴い、学校図書館の学習情報センターとしての機能も変わりつつあります。こうした現状を踏まえて、子どもたちの主体的学習を支援し、読書等を介して創造的な活動を行う場である学校図書館の機能を強化・充実させるとともに、市立図書館との積極的な連携を推進します。

- *1 学校の適正規模・適正配置：望ましい学級数や通学区域等を勘案して検討する学校の規模や配置
- *2 学校給食物資規格表：安心安全な給食食材調達のため、給食で使用する食材の産地・形状・原料等を定めた規格
- *3 食材検査：粕江市では微生物検査、遺伝子組換え作物・食品分析検査、残留農薬検査を実施
- *4 通学路合同点検：学校・PTA・道路管理者・警察・教育委員会等が通学路を合同で点検する仕組み
- *5 学校安全ボランティア：地域の方々に通学路見守り活動等を行っていただくボランティア活動
- *6 こどもみまもり110番：店舗・事業者・民家等に協力を求め、万が一に備えて、子どもたちが駆け込むための場所を確保する、地域と学校、PTA、警察が一体となって、子どもたちを犯罪から守る取組



小学校給食



中学校給食献立

施策(3) 学校の力の向上・働き方改革の推進

- ① 教員のキャリアに応じた資質・能力の育成や管理職の学校経営力の向上を図ります。

教員のキャリアに応じて、各種階層・年次研修を実施します。特に特別支援教育に関わる研修を一層充実するとともに、外部から専門講師を迎え、様々な教育課題に対応した研修を実施します。学校経営に意欲のある若手教員には、管理職に必要な学校経営力・折衝力・人材育成力・高い識見を身につけさせるため、OJT*1を充実します。教員の多様な学び方に対応できるよう、オンラインによる研修や動画の配信を充実します。管理職に対しては、より高次の学校経営力を育成するため、東京都教育委員会の学校管理職育成指針に基づき、学校マネジメント能力等の育成を図ります。また、「狛江の教育21*2」を始め教育研究の成果をすべての学校で共有し、教育課題の解決や授業の改善・充実に努め、学校全体の質の向上を図ります。



初任者研修会



小学校教育研究会特別活動部会

- ② 学校の労働安全衛生体制の整備や教員の負担軽減、学校における役割分担の見直しを進めます。

学校の働き方改革プラン*3(令和6年3月改定)に基づき、子どもたちの豊かな学びと健やかな成長に向けて、教員の心身の健康保持の実現と教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境整備に努めます。産業医*4を適正に配置し、各学校の職場環境の巡視、長時間労働者の面談、高ストレス者の面談等を実施するとともに、学校において、学校衛生委員会を設置し、校長と衛生管理者(衛生推進者)を中心に教員等の健康保持に係る取組を推進します。また、臨床心理士等によるアウトリーチ型の相談事業を実施します。東京都教育委員会の教員支援に係る各種制度を有効活用するとともに、学校や教員が必ずしも担う必要のない業務を精査し、地域人材や民間事業者の活用等を含め検討し、学校・教員が担う業務の適正化を推進するとともに、引き続き校務DX(テレワークシステム、校務システム等)等をさらに推進し、業務の効率化を図り、教員の負担軽減に努めます。

*1 OJT:On the Job Training の略、職場での日常の業務遂行を通じた研修

*2 狛江の教育21:狛江市独自の研究奨励校指定制度。研究成果は市内全学校へ還元

*3 学校の働き方改革プラン:平成30年2月策定、学校の働き方改革を推進するための具体的なプランを提示。令和3年3月に計画期間を3年延長し、令和6年3月に改定

*4 産業医:労働安全衛生法に要件が規定されており、事業場において労働者が健康で快適な作業環境のもとで仕事が行われるよう、専門的立場から指導・助言を行う医師

基本方針4 生涯を通じた学びの充実とスポーツの推進

狛江市民センター改修基本構想*1及び狛江市新図書館整備基本構想*2に基づき、市民センター改修や新設図書館の整備を進めています。公民館では、学びの場として、市民や利用団体、民間事業者と連携しながら多様なニーズに対応した各種事業を展開していますが、利用者の高齢化や固定化が進んでおり、子育て世代や若者のニーズを把握し、多世代の利用を促進していくことが課題となっています。引き続き、生涯を通じた学びの充実に向けて、多世代交流の場やライフステージに応じた多様な生涯学習の場を提供していきます。図書館では、西河原公民館図書室や地域センター図書室を含めて市全体として望ましい蔵書規模等を検討し、市民センター図書コーナーは児童書を中心に整備、電子図書館を含め、新設図書館を中核とした図書サービスネットワークを再構築するとともに、情報センターとしての機能の充実を図ります。

スポーツ推進計画に基づき、誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、健康維持や生きがいづくりにつながるよう気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりに努めています。市内スポーツ団体と連携した各種スポーツ大会やスポーツ教室のほか、大学やスポーツチーム、民間事業者と連携したスポーツイベント等を実施するなど、ポストコロナにおいて、再びスポーツ活動が活発化するような様々な視点から取組を進めています。また、旧狛江第四小学校跡地の利活用が課題となっており、市民ニーズを踏まえた、新たな体育施設の整備の検討が具体的に進んでいます。

教育理念及び教育目標(3)の実現に向け、狛江市基本計画の方針を踏まえ、「生涯を通じた学びの充実とスポーツの推進」を基本方針4とし、市民一人ひとりが生涯を通じて、地域の身近な場所で学び、スポーツを楽しむことができる環境の充実と各施設の利便性の向上を図ります。

【施策】

(1) 学びの環境づくりの充実

- ① 世代を超えた交流や仲間づくりを支え、公民館の学びや居場所としての機能の充実を図ります。
- ② 誰もが身近な場所で主体的に学ぶことができる図書館の情報センター機能の充実を図ります。

(2) 多様なニーズやライフステージに応じた学びの充実

- ① 新しい世代に向けた情報発信や多様なニーズに応じた事業を展開し、生涯を通じた学びの機会を提供します。
- ② 市立図書館のDX化による利便性向上や図書館機能の充実・機能強化を図ります。

(3) スポーツを楽しむ環境の整備

- ① 既存スポーツ施設の計画的な改修や、防災機能も備えた新スポーツ施設の整備を検討します。

(4) 豊かな生活のためのスポーツの推進

- ① スポーツへの興味・関心を高め、市民の豊かなスポーツライフをサポートします。
- ② 生涯スポーツの推進を図り、よりよい生活や生きがいづくりにつなげます。

*1 狛江市民センター改修基本構想：狛江市民センター改修等基本方針に基づき、令和4年11月策定
・基本方針と同様に改修コンセプトを「人生100年時代に向けた生涯学習と市民活動の連携」とし、利用区分の変更についても検討

*2 狛江市新図書館整備基本構想：狛江市民センター改修等基本方針に基づき、令和4年11月策定
・「市民の学びや暮らしを彩り、狛江の実りを未来へつなぐ図書館」が目指す姿

施策(1) 学びの環境づくりの充実

- ① 世代を超えた交流や仲間づくりを支え、公民館の学びや居場所としての機能の充実を図ります。

公民館は、様々な団体の活動や交流の場として、市民の自主的な学習活動を支えています。また、より多くの人に開かれ、あらゆる世代が集う施設としての機能も備えています。公民館は、図書館や市民活動支援センターと連携し、市民センターや西河原公民館において、現在、利用が少ない子育て世代や若年層などの利用を促し、多世代交流の場として新たな事業展開や利便性向上を図り、誰もが利用しやすい環境づくりに努め、「人生100年時代に向けた生涯学習と市民活動の連携」の一翼を担います。また、市民センターのリノベーションにあたり、ティーンズルームを設置し、若者(中高生)の居場所として、公民館が学校や家庭ではないサードプレイス*1として機能するために、教育委員会と市長部局が連携を図り、ユースワーカー*2を始め、若者を支える人材の配置等も視野に入れ、検討します。

- ② 誰もが身近な場所で主体的に学ぶことができる図書館の情報センター機能の充実を図ります。

図書館は、西河原公民館図書室と各地域センター図書室と連携を図り、図書サービスネットワークを形成し、多彩な知・文化の拠点となるための環境づくりに努めます。市民の学びや暮らしを彩り、狛江の実りを未来へつなぐ図書館として子どもから高齢者まで市民に必要な学びの場や機会を提供します。まちの文化や歴史の発信、まちの課題等の現状把握や問題解決の手掛かりとなる資料を提供することに加え、図書館や図書資料を通じて、利用者とまちの出会いを促します。若者世代の学習や子育て世代の生活のヒント、働き盛り世代のスキルアップ、シニア世代の学び直し等を支える情報センターとしての機能充実を図るとともに、市民及び他機関との連携等を重点的に進めます。

*1 サードプレイス:家や学校、職場でもない、その人にとって居心地のよい「第3の場所」

*2 ユースワーカー:若者の居場所づくりや地域社会への参加など、若者の成長を支える専門職



市民ゼミナール



夏休み子ども中高生スペース(手品)



おはなし会

施策(2) 多様なニーズやライフステージに応じた学びの充実

- ① **新しい世代に向けた情報発信**や多様なニーズに応じた事業を展開し、生涯を通じた学びの機会を提供します。

公民館では、「つどう」「まなぶ」「おすぶ」の3つの視点から多様なニーズに応えて、市民団体や大学、事業者等と連携し、市民の学習や活動の場としての機能を推進しています。公民館では、利用区分を見直すなど効率的な運営と、公民館運営審議会による事業評価の取組等により効果的な事業を展開しています。こうした今までの取組のより一層の充実を図るとともに、図書館や市民活動支援センターとの連携を深め、生涯学習と市民活動の相乗効果を図り、市民の生涯を通じた「学び」と「市民活動」を支援します。



リージョナル・シアター(演劇教室)



本の展示(企画展示)

- ② 市立図書館の **DX化による利便性向上**や図書館機能の充実・機能強化を図ります。

図書資料の充実が望まれています。狛江市新図書館整備基本構想において、こうした市民ニーズへの対応と今後目指すサービスの実現を図るため、サービス網全体で蔵書を充実するものとし、他市水準も踏まえて市全体で約33万冊以上の蔵書を目指しています。また、多くの市民にとって役立つ図書館として利便性を向上させ、気軽な利用を促すため、資料提供・レファレンス^{*1}・利用支援等の既存サービスの充実や周知、ハイブリッドサービス^{*2}の拡充、新設図書館と市民センター図書コーナーが一体として提供するサービスやセルフ貸出・返却サービスの導入等に取り組みます。「ともに創る文化はぐくむまち」を目指し、イノベーション^{*3}ライブラリーとして、図書サービスのより一層の充実を図ります。

*1 レファレンス: 図書館において利用者の問い合わせに対し、情報や資料を提供する基本的機能

*2 ハイブリッドサービス: 複数の要素(紙の資料と電子資料、対面サービスとオンラインサービス等)を組み合わせて生み出されるサービス

*3 イノベーション: 新技術の発明や新規のアイデア等から、新しい価値を創造し、社会的変化をもたらす人・組織・社会での幅広い変革

施策(3) スポーツを楽しむ環境の整備

- ① 既存スポーツ施設の計画的な改修や、防災機能も備えた新スポーツ施設の整備を検討します。

地域でスポーツ活動をいつでも・どこでも・誰でも実践できる環境を整備します。既存の体育施設(市民総合体育館等)の計画的な改修等を進めるとともに、旧狛江第四小学校跡地については、新たな体育施設として整備します。新たな体育施設については、かねてから市民ニーズの高かった室内温水プールの設置を検討するなど、子どもから高齢者、競技者から生きがいづくりの活動まで、多様な世代・目的で利用できる施設となるよう検討します。また、地域防災計画における震災時の防災機能の確保等についても検討します。



スキルアップ野球教室

施策(4) 豊かな生活のためのスポーツの推進

① **スポーツへの興味・関心**を高め、市民の**豊かなスポーツライフ**をサポートします。

「する」「みる」「支える」「知る」といった多様な形でスポーツの楽しみや価値を実感できるような環境を整え、誰もがスポーツに気軽に参加できる取組を行い、スポーツを身近に感じ、楽しむきっかけづくりを行います。市内団体を始め、大学やスポーツチーム、民間事業者と連携し、スポーツ大会やイベント、講演会など多様な機会を創出し、スポーツ活動への興味関心を高め、参加と仲間づくりを促進し、市民の豊かなスポーツライフをサポートします。

② **生涯スポーツの推進**を図り、よりよい生活や生きがいづくりにつなげます。

生涯スポーツの視点から、体力の向上、健康の維持・増進によりいつまでも健康的な暮らしを送ることができる健康長寿の実現・QOL*¹の向上に向けて誰もが気軽に、継続的にスポーツに親しめる取組を推進します。よりよい生活や生きがいづくりとして、地域の中でスポーツや運動に気軽に参加できる環境を整備することにより、新たな交流や連帯感を生み出すためのきっかけづくりを行います。幅広い世代の参加を促し、地域コミュニティ活動が盛んに行われていくよう支援します。

*1 QOL: Quality Of Life の略、生活の質



市民スポーツデー



生田緑地ウォーキング

基本方針5 歴史・文化への理解と継承

狛江の歴史や文化への理解を深めるため、小・中学生に史跡や文化財に関するガイドブック等を配付し、小学校6年生には、狛江の遺跡と古墳に関する出前授業を実施しています。大人に対しては、史跡や文化財の現地公開・講座等を実施していますが、狛江の歴史や文化は、地域で守り伝えていくことが望ましく、継承の担い手となる人材を発掘する必要もあります。

古民家園*1では、昔の暮らしに触れる体験学習や伝統文化・生活文化に触れる体験教室を実施するとともに、そのロケーションを活かし、能楽鑑賞会や箏曲演奏会等を実施し、狛江の魅力を伝える場としても活用しています。

狛江の特色である古墳については、歴史公園*2(猪方小川塚古墳公園、亀塚古墳公園、土屋塚古墳公園)の整備や古墳を巡るウォークラリー等、有効活用を進めています。

文化財及び歴史資料等の保管場所については、保管施設整備に目途がつかいましたが、効果的な活用拠点となる展示場所について、具体的な検討が必要になっています。古民家園内の文化財建造物については、日常的な維持管理において、次世代に良好な状態で継承できるよう、定期的に適切な保護保存の措置を施す必要があります。

教育理念及び教育目標(3)の実現に向け、狛江市基本計画の方針を踏まえ、「歴史・文化への理解と継承」を基本方針5とし、狛江に伝わる史跡や文化財に触れ、歴史や文化を身近に感じ、理解を深める取組を進め、地域への愛着をはぐくみ、歴史や文化が次世代へ継承されていくよう努めます。

【施策】

(1) 歴史・文化の継承と人材の発掘

① 文化財等の活用を通じて狛江への愛着をはぐくみ、狛江の歴史や文化の継承を担う人材を発掘します。

(2) 史跡や文化財の効果的な活用

① 狛江の歴史や文化を身近に感じられる場所として、古墳等の史跡や古民家園等を効果的に活用します。

*1 古民家園:旧荒井家住宅主屋移築を機に、平成14年4月開園、愛称「むいから民家園」(再掲)

*2 歴史公園:古墳の保存・公開を兼ねて、市内3か所に整備、現在、4か所目にあたる「(仮)白井塚古墳公園」の整備中(再掲)

施策(1) 歴史・文化の継承と人材の発掘

- ① **文化財等の活用を通じて粕江への愛着**をはぐくみ、粕江の歴史や文化の継承を担う人材を発掘します。

市民が日常的に粕江の歴史や文化に触れ、親しむことができるとともに、粕江の歴史や文化への理解を深めて次世代に継承されていくよう、文化財や歴史資料等を効果的に活用した粕江の歴史や文化をわかりやすく伝える展示施設について検討を進めます。子どもの頃から粕江に伝わる史跡や文化財、伝統的な文化に触れ、粕江の歴史や文化を身近に感じてもらうことで、地域への愛着をはぐくんでいくとともに、史跡や文化財に親しむ機会を通じて、粕江の歴史や文化を次世代に継承するための人材を発掘していきます。



むいから民家園



和泉式土器

施策(2) 史跡や文化財の効果的な活用

- ① **粕江の歴史や文化を身近に感じられる場所**として、古墳等の史跡や古民家園等を効果的に活用します。

市内に残る古墳については、粕江を特徴付ける史跡として、適切な保護保存の措置を施すとともに、その特色を生かした歴史公園として整備するなど、粕江の歴史や文化を身近に感じられる場として効果的に活用していきます。古民家園については、体験教室等にて伝統文化や生活文化に親しむ場として活用していくとともに、イベント等を通して関心を高めつつ、古民家園らしい賑わいを創出するなど、地域交流の場としても活用します。



白井塚古墳の礫槨^{れきかく}



猪方小川塚古墳公園

5. 検討体制及び検討経緯

◇ 狛江市教育振興基本計画改定検討委員会

【委員構成】

区分	選出分野等	氏名	所属等
学識 経験者	教育行政に識見 を有する者	坂本 和良	帝京大学大学院 教職研究科長 教授
教育 関係者	狛江市立小中学校 校長代表	荒川 元邦	狛江市立狛江第一小学校 統括校長
	P T A代表	上田 英司	狛江市立学校P T A連合会会長
	社会教育委員	塚越 博道	狛江市社会教育委員の会議委員長
	有識者	半澤 嘉博	東京家政大学 児童学部 初等教育学科 特任教授
	有識者	米田 瑠美	認定特定非営利活動法人カトリバ ユースワーク統括
公募市民委員	教育部長	波瀬 公一	狛江市教育委員会教育部長
		梶川 朋	
		鈴木 晃子	

【検討経緯】

日時	開催	内容等
令和6年6月4日	第1回	① 委員長・副委員長の選任について ② 諮問 ③ 会議の公開と会議録の作成・公開について ④ 第3期狛江市教育振興基本計画の改定について ⑤ 関連計画等について ⑥ その他
令和6年7月30日	第2回	① 新教育理念及び新教育目標について ② 狛江市教育行政の概要及び現計画の実施状況等について ③ 教育振興基本計画素案の骨子の検討について ④ その他
令和6年8月27日	第3回	① 教育振興基本計画骨子案の検討について ② その他
令和6年10月9日	第4回	① 教育振興基本計画素案の検討について ② その他
令和6年11月8日	第5回	① 教育振興基本計画素案の検討について ② その他

◇ 第4期狛江市教育振興基本計画策定庁内ワーキンググループ

【メンバー構成】

職名	氏名
教育部長	波瀬 公一
学校教育課長	浅井 信治
教育部理事（兼）指導室長	松岡 弘悟
教育支援課長	中村 貞夫
社会教育課長	金築 宏美
公民館長	瀧川 直樹
図書館長	細川 浩光

【検討経緯】

日時	開催	内容等
令和6年5月24日	第1回	① リーダー及びサブリーダーの選出について ② 小中学生アンケート・関係団体ヒアリングの実施について ③ その他
令和6年6月19日	第2回	① 小中学生アンケート・関係団体ヒアリングの内容について ② その他
令和6年7月22日	第3回	① 小中学生アンケートの結果について ② 関係団体ヒアリングの結果について ③ 第2回狛江市教育振興基本計画改定検討委員会資料について ④ その他
令和6年8月20日	第4回	① 教育振興基本計画骨子案の検討について ② その他
令和6年10月3日	第5回	① 教育振興基本計画素案の検討について ② その他
令和6年10月22日	第6回	① 教育振興基本計画素案の検討について ② その他

◇ ヒアリング協力団体等

- ・公益社団法人狛江市医師会 学校医担当理事
- ・SORANA の会(障がい児保護者の団体)
- ・狛江市手をつなぐ親の会
- ・学校法人創志学園(こども教育支援財団)
- ・特定非営利活動法人狛江市スポーツ協会(旧狛江市体育協会)
- ・狛江市立公民館運営審議会
- ・狛江市立図書館協議会

【主な意見等(抜粋)】

- ・(がん教育について) 医師に限らず薬剤師やがん経験者等多様な立場からの生の声を聞いて、がん患者本人や家族、遺族等の気持ちがわかるようになってほしい。
- ・新型コロナ前以上の教育活動を行うことによって、一人ひとりの子どもたちが力強く育ってほしい。
- ・狛江市は、家庭環境が安定している児童・生徒が多いことや、小中学校の連携、学校内での連携がよくとれているため、困っている子どもを助けながら全体で協調のとれた教育を行うことができている。それぞれがもつ児童・生徒の強みや特性を伸ばすことができるようになれば、よりよいと考える。
- ・子どもたちに地域の中で、無理なく育っていける環境を整えてほしい。
- ・狭い地域なので、自分ごととして捉えられる、人と人が(ゆるく)つながる環境を整えてほしい。
- ・知らないことは不安につながる。障がいのある人に接したことがない子どもは(障がいのある人が加害者になった事件の報道などの影響のみを受けて)偏見をもつ可能性が高いことを教育に関わる人は意識し、偏見・差別のない社会をつくるためにできることを実践してほしい。
- ・発達に課題を抱える子どもの居場所が必要。特に高学年になると学童にも入所しにくくなるため、そうした子どもが安心して過ごせる場があるとよい。
- ・教員の特別支援教育に対する理解が進んでいない。
- ・サポーターなど支援する人(支援員)が少ない。学校ですべてを担うのは限界がある。限界があることを、

保護者家族にも率直に話せるシステムが必要。

- ・市の強み(特別支援学級等)を活かして、通常学級の子どもたちとお互いに共感できる土壌づくりを行ってほしい。日常に根付くような取組を期待している。
- ・他者への理解を深め、「知らないことが偏見と排除を生む」という、偏見が生まれる人の心の仕組みがわかる＝偏見が生まれないような教育をしてほしい。
- ・(不登校支援について)子どもの選択肢を1つにせずに様々なパターンを想定し支援方法を分け、自分たちだけでなく、他の民間団体等とも連携しながら取り組んでいく必要がある。
- ・不登校となった理由が明確でない不透明層への対応は、コーチングをベースに、つながりや成功体験の循環を図っており、将来を見通せるような時間をもてることがポイントになる。
- ・(子どもたち)一人ひとりに適した環境の設定が重要である。視点を変えて、一斉授業だけでなく、様々なタイプの授業実践が期待される。子どもの課題を本人、保護者と共有することもポイントになる。
- ・(課題は)スポーツ施設の不足、スポーツ指導者の養成・育成、スポーツ人口の拡大
- ・(期待することは)児童・生徒の体育授業の充実とスポーツ機会の増加、体験。それに伴う健康・体力づくり、中学校部活動の地域移行への取組の推進のため、学校と指導者、スポーツ協会との連携
- ・子どもから高齢者まで楽しくスポーツができる環境づくりが必要である。
- ・教える＝教わると言った一方的な関係だけでなく、公民館を長く利用した利用者が、公民館を初めて利用する若い方に教えるといった「学び返し」を行う仕組みづくりを行うことで、地域のつながりや社会教育活動の活性化につながる。
- ・(課題は、公民館に)中高生の居場所・活動場所の確保、一人で集中して学習できる場、仲間と話をしながら遊べる場所等、様々な種類の居場所をつくること、子どもの頃から公民館に親しみをもってもらいたいことで、大人になっても公民館を利用してもらえるような仕組みづくり。
- ・図書館活動は市民参加が進んでいるが、各活動の連携が不足しているように感じる。図書館が各活動の情報交換の場を提供することで、図書館のサポートや読書環境を整えていくグループを育てていく必要がある。
- ・図書館は「学校教育が何を目指していくか」を知り、学校は「図書館をどう利用できるのか」を考え、相互連携を進めていく必要がある。

◇ 教育アンケート調査概要

(1) 調査目的

第4期狛江市教育振興基本計画を策定する上で、小・中学生が学校生活等についてどのように考えているのかを把握し、検討の基礎資料とするため、小・中学生アンケートを実施しました。

(2) 調査設計

①小学生アンケート

- ・調査対象 市立小学校5年生(658名)
- ・調査期間 令和6年7月3日(水)から7月17日(水)まで
- ・調査方法 Teams を活用したインターネットアンケート

②中学生アンケート

- ・調査対象 市立中学校2年生(434名)
- ・調査期間 令和6年7月3日(水)から7月17日(水)まで
- ・調査方法 Teams を活用したインターネットアンケート

(3) 回答結果

- ①小学生アンケート 568 件(回答率 86.3%)
- ②中学生アンケート 370 件(回答率 85.3%)

(4) その他

Microsoft 365(<https://www.office.com>)及びユーザーローカル テキストマイニングツール(<https://textmining.userlocal.jp/>)によりアンケート集計・分析を実施

※ アンケート結果については「狛江市の教育に関するアンケート(小・中学生アンケート) 報告書」として、別途公表

第4期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施について

1. パブリックコメントの実施概要

実施期間	令和6年12月15日（日）から令和7年1月14日（火）まで
公表方法	<ul style="list-style-type: none">・ 広報こまえ 12月15日号・ 市ホームページ、市教育委員会ホームページ・ 学校教育課窓口
意見の提出方法	<ul style="list-style-type: none">・ 電子メールによる送信・ 専用フォームによる送信・ 学校教育課への書面による提出・ 郵便による送付
対象者	市内在住・在学・在勤の方

2. 市民説明会の実施概要

	日時	場所
第1回	令和6年12月19日（木）午後7時から	市役所4階特別会議室
第2回	令和6年12月21日（土）午前9時から	防災センター3階会議室

狛江市教育委員会交際費支出基準の一部を改正する基準

令和6年11月12日
教育長決裁

狛江市教育委員会交際費支出基準（平成25年2月22日教育長決裁）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前															
<p>(支出限度額等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 交際費の種別、内容及び支出限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、弔慰に係る交際費については別表第2に定めるとおりとする。</p>	<p>(支出範囲等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 交際費の種別、内容及び支出範囲は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">内容</th> <th style="text-align: center;">支出範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">祝金</td> <td>各種総会、大会、式典、行事等の慶事に係る経費</td> <td>社会通念上妥当と認められる金額又は実費相当額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会費</td> <td>会議、研修会、激励会、祝賀会等への参加に係る経費</td> <td>会費に係る実費相当額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">弔慰金</td> <td>別表に規定する教育行政関係者等及びその親族の葬儀等における香典、供花等に係る経費</td> <td>別表に規定する額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">見舞金</td> <td>教育行政関係者等の病気、災害、事故等療養の入院の見舞いに係る経費</td> <td>社会通念上妥当と認められる金額</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	支出範囲	祝金	各種総会、大会、式典、行事等の慶事に係る経費	社会通念上妥当と認められる金額又は実費相当額	会費	会議、研修会、激励会、祝賀会等への参加に係る経費	会費に係る実費相当額	弔慰金	別表に規定する教育行政関係者等及びその親族の葬儀等における香典、供花等に係る経費	別表に規定する額	見舞金	教育行政関係者等の病気、災害、事故等療養の入院の見舞いに係る経費	社会通念上妥当と認められる金額
種別	内容	支出範囲														
祝金	各種総会、大会、式典、行事等の慶事に係る経費	社会通念上妥当と認められる金額又は実費相当額														
会費	会議、研修会、激励会、祝賀会等への参加に係る経費	会費に係る実費相当額														
弔慰金	別表に規定する教育行政関係者等及びその親族の葬儀等における香典、供花等に係る経費	別表に規定する額														
見舞金	教育行政関係者等の病気、災害、事故等療養の入院の見舞いに係る経費	社会通念上妥当と認められる金額														

改正後	改正前																																		
<p>3・4 (略)</p> <p>5 同条第1項から前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認める場合は、支出金額を学校教育課長とその都度協議の上決定して支出するものとする。</p>	<table border="1" data-bbox="1146 212 2033 379"> <tr> <td data-bbox="1146 212 1258 379">その他</td> <td data-bbox="1258 212 1749 379">外部の個人又は団体との渉外等に際し教育長が必要と認める経費</td> <td data-bbox="1749 212 2033 379">教育長が定める金額</td> </tr> </table> <p>3・4 (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1146 667 2033 1385"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 667 1370 786">教育行政関係者等</th> <th data-bbox="1370 667 1570 786">範囲</th> <th data-bbox="1570 667 1767 786">香典 (円)</th> <th data-bbox="1767 667 1872 786">花輪</th> <th data-bbox="1872 667 2033 786">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 786 1258 1177" rowspan="4">教育委員</td> <td data-bbox="1258 786 1370 863">現職</td> <td data-bbox="1370 786 1570 863">本人</td> <td data-bbox="1570 786 1767 863">20,000</td> <td data-bbox="1767 786 1872 863">有</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1258 863 1370 983"></td> <td data-bbox="1370 863 1570 983">配偶者、実親、子</td> <td data-bbox="1570 863 1767 983">10,000</td> <td data-bbox="1767 863 1872 983">有</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1258 983 1370 1059">前・元職</td> <td data-bbox="1370 983 1570 1059">本人</td> <td data-bbox="1570 983 1767 1059">10,000</td> <td data-bbox="1767 983 1872 1059">無</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1258 1059 1370 1177"></td> <td data-bbox="1370 1059 1570 1177">配偶者、実親、子</td> <td data-bbox="1570 1059 1767 1177">-</td> <td data-bbox="1767 1059 1872 1177">無</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 1177 1258 1385" rowspan="2">社会教育関係委員</td> <td data-bbox="1258 1177 1370 1254">現職</td> <td data-bbox="1370 1177 1570 1254">本人</td> <td data-bbox="1570 1177 1767 1254">10,000</td> <td data-bbox="1767 1177 1872 1254">無</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1258 1254 1370 1385"></td> <td data-bbox="1370 1254 1570 1385">配偶者、実親、子</td> <td data-bbox="1570 1254 1767 1385">5,000</td> <td data-bbox="1767 1254 1872 1385">無</td> </tr> </tbody> </table>	その他	外部の個人又は団体との渉外等に際し教育長が必要と認める経費	教育長が定める金額	教育行政関係者等	範囲	香典 (円)	花輪	備考	教育委員	現職	本人	20,000	有		配偶者、実親、子	10,000	有	前・元職	本人	10,000	無		配偶者、実親、子	-	無	社会教育関係委員	現職	本人	10,000	無		配偶者、実親、子	5,000	無
その他	外部の個人又は団体との渉外等に際し教育長が必要と認める経費	教育長が定める金額																																	
教育行政関係者等	範囲	香典 (円)	花輪	備考																															
教育委員	現職	本人	20,000	有																															
		配偶者、実親、子	10,000	有																															
	前・元職	本人	10,000	無																															
		配偶者、実親、子	-	無																															
社会教育関係委員	現職	本人	10,000	無																															
		配偶者、実親、子	5,000	無																															

改正後			改正前					
			学 校 医 歯 科 医 薬 師	現職	本人	10,000	無	
					配偶者、実親、子	5,000	無	
			小・中 学 校 長 副 長	現職	本人	10,000	有	
					配偶者、実親、子	5,000	無	
			小・中 学 校 教 諭	現職	本人	5,000	無	
					配偶者、実親、子	-	無	
			そ の 他	現職	本人	-	無	その都度 協議
					配偶者、実親、子	-	無	
別表第 1 (第 2 条関係)								
種別	内容	支出限度額						
祝金	各種総会、大会、式典、行事等	10,000円						

改正後			改正前		
	の慶事に係る経費				
会費	会議、研修会、激励会、祝賀会等への参加に係る経費		指定された額。ただし、指定がない場合は出席者及び会場を考慮して決定する。その際の支出限度額は10,000円とする。		
見舞金	病気、怪我、災害等の見舞金 教育行政関係者等が15日以上入院した場合を対象とする。		10,000円		
渉外費	教育行政視察における手土産代等		おおむね3,000円		
	公用の名刺代		実費		
別表第2（第2条関係）					
教育行政関係者等		範囲	香典（円）	花輪	備考
教育委員	現職	本人	10,000	有	弔辞有
		配偶者、実親、同居の義親及び子	5,000	有	

改正後						改正前					
	前・元職	本人	10,000	無	退任後4年以内						
		配偶者、実親、同居の義親及び子	-	無	退任後4年以内						
社会教育関係委員	現職	本人	10,000	無							
		配偶者、実親、同居の義親及び子	5,000	無							
学校医、歯科医、薬剤師	現職	本人	10,000	無							
		配偶者、実親、同居の義親及び子	5,000	無							
小・中学校長、副校長	現職	本人	10,000	有	吊辞有						
		配偶者、実親、同居の義親及び子	5,000	無							
小・	現職	本人	5,000	無							

改正後						改正前
中 学 校 教 諭		配偶者、実 親、同居の 義親及び子	-	無		
備考 花輪とは、花輪及び生花とし、15,000円程度のものとする。						

付 則

この基準は、教育長決裁の日から施行する。

**狛江市立小学校給食調理委託業者選定結果
(狛江第三小学校・和泉小学校・緑野小学校)**

狛江市立小学校給食調理委託業者選定基本方針(狛江第三小学校・和泉小学校・緑野小学校)に基づき、次のとおり決定した。

① 狛江市立小学校給食調理委託業者選定等委員会による委託業者の選定

● 履行評価(書類審査)

概要	業務履行における検証及び評価の実施
実施日	令和6年7月16日(火)

② 狛江市指名業者選定委員会による委託業者の決定

【狛江第三小学校】

概要	狛江市立小学校給食調理委託業者選定等委員会からの選定結果報告を受け、委託業者を決定
実施日	令和6年10月9日(水)
業者名	株式会社ジーエスエフ
住所	新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティタワー19階

【和泉小学校】

概要	狛江市立小学校給食調理委託業者選定等委員会からの選定結果報告を受け、委託業者を決定
実施日	令和6年10月9日(水)
業者名	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
住所	新宿区大久保一丁目2番17号 新宿サンエールビル2階

【緑野小学校】

概要	狛江市立小学校給食調理委託業者選定等委員会からの選定結果報告を受け、委託業者を決定
実施日	令和6年10月9日(水)
業者名	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
住所	新宿区大久保一丁目2番17号 新宿サンエールビル2階

狛江市立中学校給食調理委託業者選定結果

狛江市立中学校給食調理委託業者選定基本方針に基づき、次のとおり決定した。

① 狛江市立中学校給食調理委託業者選定委員会による委託業者の選定

● 履行評価(書類審査)

概要	業務履行における検証及び評価の実施
実施日	令和6年9月2日(月)

② 狛江市指名業者選定委員会による委託業者の決定

概要	狛江市立中学校給食調理委託業者選定委員会からの選定結果報告を受け、委託業者を決定
実施日	令和6年10月9日(水)
業者名	株式会社東洋食品
住所	台東区東上野一丁目14番4号 野村不動産上野ビル4階

令和5年度 狛江市におけるいじめ・不登校等の調査結果について

令和6年11月15日(金)
 狛江市教育委員会教育部指導室

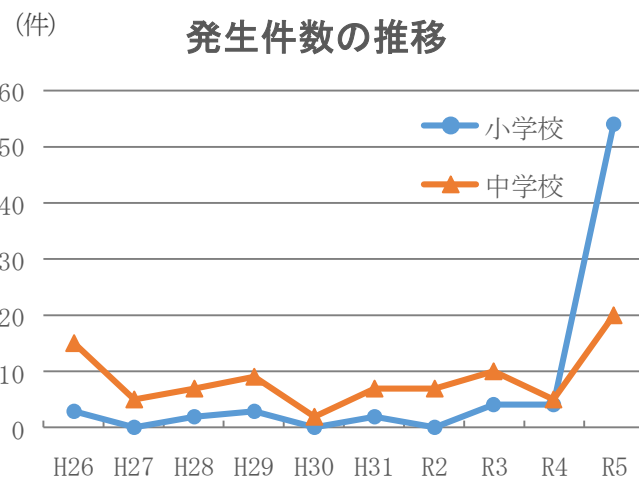
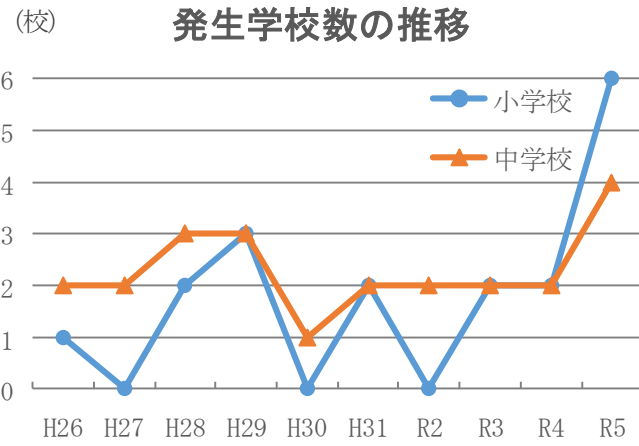
<調査の目的>

本調査は、児童・生徒の問題行動や不登校等について、市内公立小・中学校の状況を調査・分析することにより、**生活指導上の取組のより一層の充実に資するとともに**、本調査を通じて、実態を把握することにより、**児童・生徒の問題行動や不登校等の未然防止、早期発見・早期対応につなげていくものとする。**

<児童・生徒数>

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
小学校	3183名	3223名	3246名	3267名	3394名	3518名	3622名	3701名	3779名	3924名
中学校	1317名	1331名	1349名	1360名	1320名	1286名	1289名	1365名	1417名	1393名

暴力行為



令和5年度は市内全ての小・中学校において暴力行為が発生し、小学校で54件、中学校で20件、合計74件となった。校内で生活指導主任が中心となり、暴力行為の定義を改めて確認し、いじめに含まれる暴力行為について見逃さずに対応したことによって、令和4年度の9件から大幅に発生件数の増加となった。

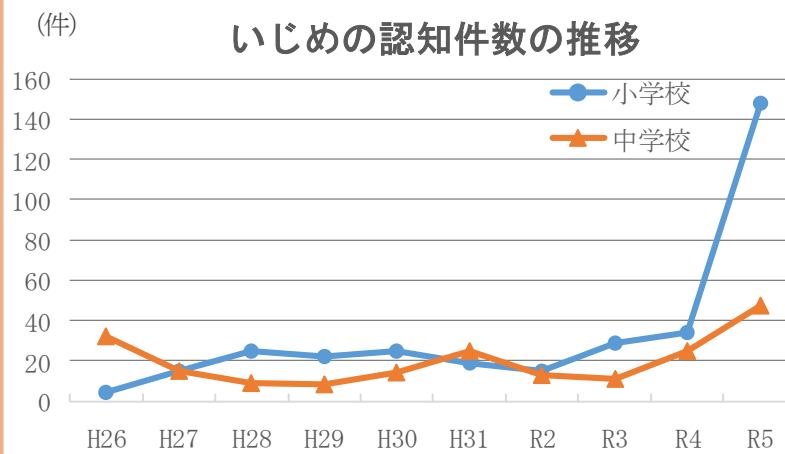
小学校では「生徒間暴力」が50件、「器物破損」が3件、「対教師暴力」が1件であった。中学校では「生徒間暴力」が11件、「器物破損」が9件であった。

良好な人間関係の構築や学級経営の安定化を図るためのWEBQUの有効的な活用、怒りをコントロールするためのアンガーマネジメント等の指導が必要である。

いじめ

いじめを認知した学校数・いじめの認知件数

	学校数	認知した学校数	認知件数
小学校	6校	6校	148件
中学校	4校	4校	47件



いじめの様態 (件)

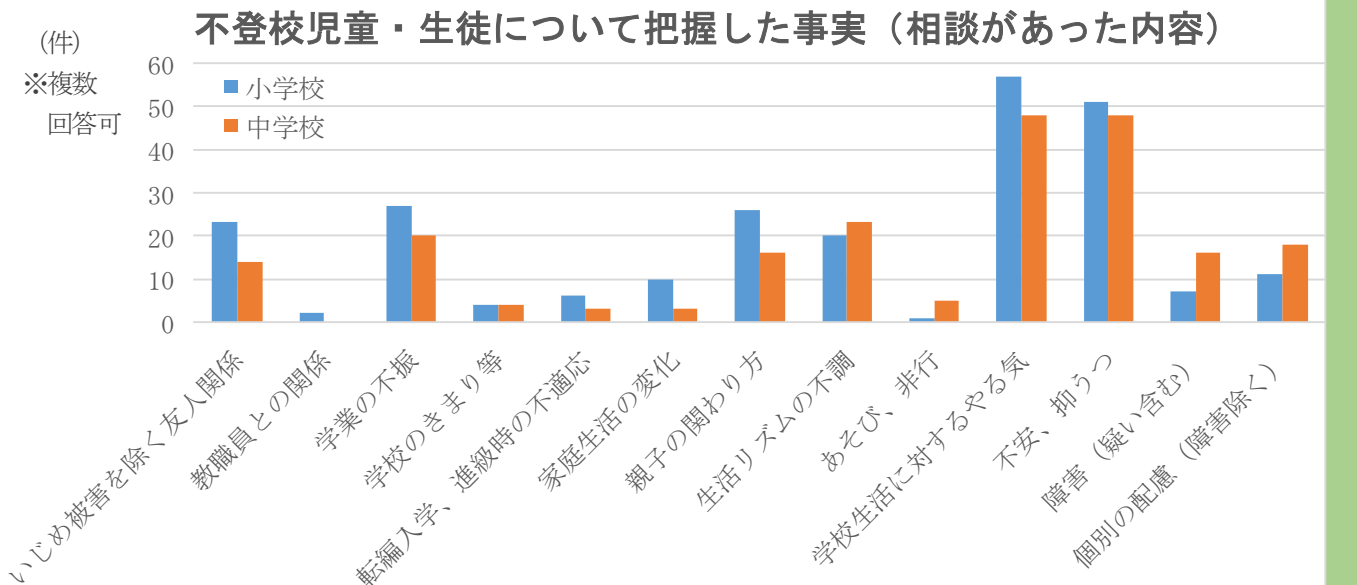
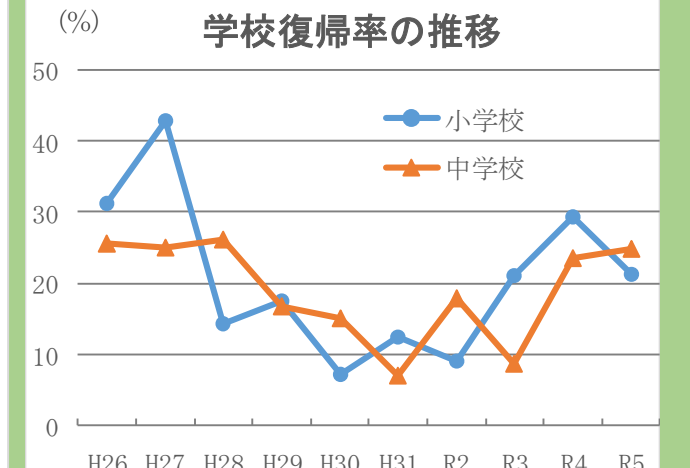
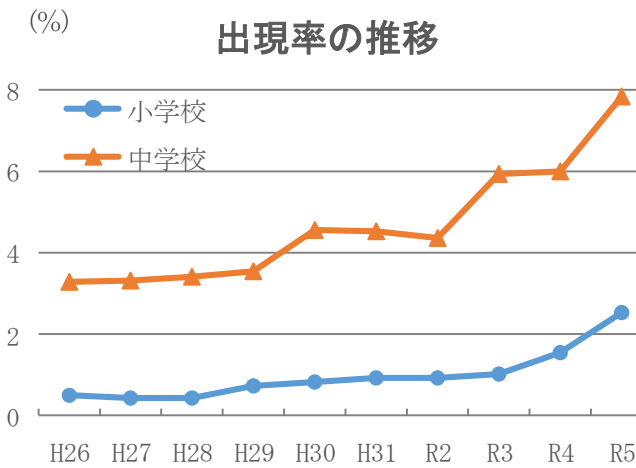
区分	小学校	中学校
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	73	31
仲間はずれ、集団による無視をされる。	25	2
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをそてたかれたり、蹴られたりする。	35	5
ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	11	2
金品をたかられる。	1	0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	13	4
嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	32	2
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	2	9
その他	6	3

令和5年度はいじめの発生件数は小学校で148件、中学校で47件、合計195件となり、令和4年度と比べ、136件増となった。これは市内全ての小・中学校において、いじめ防止対策推進法の定義に基づきいじめの積極的な認知をいじめ問題に対する最重要課題とし、校長会や副校長会、生活指導主任会等において「軽微ないじめも見逃さない」という共通理解を図ってきた結果である。

いじめの様態としては、小・中学校共に「冷やかしかからかい」が最も多かった。また、1件のいじめに対して、複数の様態が当てはまるケースが増えている傾向がある。

今後も、積極的な認知や、未然防止、早期解決に向けた家庭や地域との連携のための体制づくりを推進する必要がある。

不登校



不登校児童・生徒の出現率は、小学校で2.52%、中学校で7.82%と増加しており、過去最大の数値となった。不登校児童・生徒の学校復帰率は、小学校では令和4年度から減少して21.2%、中学校では令和4年度から増加して24.8%となった。

不登校児童・生徒について把握した事実 (相談があった内容) として、小・中学校共に「学校に対するやる気」「不安、抑うつ」が多い。次いで、「いじめ被害を除く友人関係」や「学業の不振」、「親子の関わり方」、「生活リズムの不調」が挙げられる。また、「障害 (疑い含む)」や「個別の配慮 (障害除く)」が増え始めており、多様な要因が考えられる。

不登校は学校復帰のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的にとらえて社会的に自立を目指すための支援が求められるため、引き続き個別の指導を重視していく必要がある。

狛江市民総合体育館改修工事に伴う休館期間について

1 対象施設

- ・ 狛江市民総合体育館
- ・ 狛江市民プール

2 休館期間（予定）

- ・ 令和7年8月1日から令和8年9月30日まで
 - ①改修工事準備期間 令和7年8月1日から8月31日まで
 - ②改修工事期間・検査 令和7年9月1日から令和8年8月31日まで※
 - ③開館準備期間 令和8年9月1日から9月30日まで※
- ※契約及び工事の状況によっては、時期が変更となる場合があります。

3 休館期間中のスポーツ施設受付窓口（指定管理者事務室）

- ・ 狛江市立狛江第二中学校 武道場棟 1階特別活動室

令和6年10月22日

狛江市教育委員会教育部
公民館長 瀧川 直樹 様

狛江市公民館運営審議会
委員長 斎藤 謙一

市民センター改修後の中央公民館に新たに設置するティーンズルームを活用
した公民館事業等について (答申)

令和5年11月28日付け狛教教公発第000200号で狛江市教育委員会教育部
公民館長から諮問を受けました標題の件につきまして、別紙のとおり答申い
たします。



狛江市公民館運営審議会答申

市民センター改修後の中央公民館に新たに設置する
ティーンズルームを活用した公民館事業等について

令和6年10月22日

狛江市公民館運営審議会

目次

第1章	はじめに.....	1
第2章	課題整理.....	2
1	ニーズ調査.....	2
2	施設視察.....	5
3	見えてきた課題.....	5
第3章	事業提案.....	6
1	ティーンズルームの概要.....	6
2	施設・設備について.....	7
3	実施を検討する事業等.....	8
4	公民館運営審議会からの提言.....	8
	検討過程等.....	9

第1章 はじめに

狛江市では、昭和52年に建てられた市民センターの老朽化等に伴う対応として、「もっと便利に」「つながる」「学びの中心」というキーワードを踏まえて市民センターを改修（リノベーション）している。

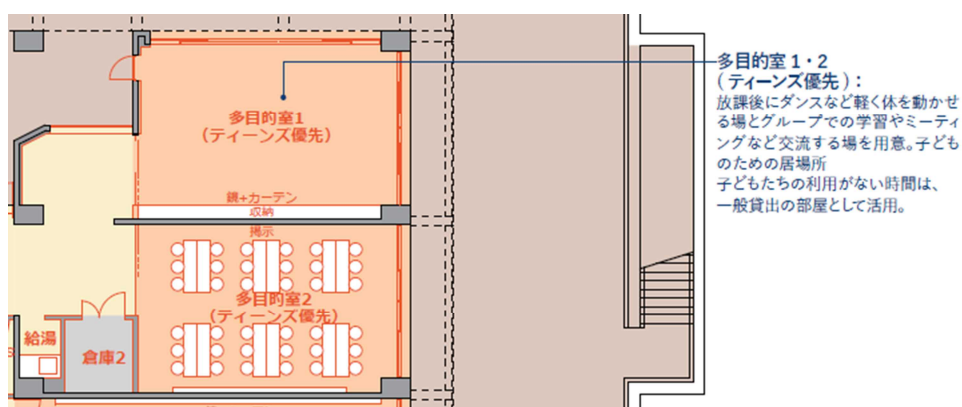
中央公民館は地域の社会教育の拠点として長年親しまれてきたが、近年では若い世代の利用者が少なくなっている。地域社会での社会教育を推進し続けていくためには、この若い世代の利用者の利用を増やすことが課題となっている。

そこで、新しい中央公民館では、スタディコーナー、サウンドスタジオ、オープンテラス等新しい部屋・スペースを設置し、子育て世代や若年層などの利用を促し、多世代の交流の場として、多くの人に愛される公民館を目指した施設のリニューアルを進めていく。

こうした中で、子どもや若者の居場所としての機能を充実させるため10代の子どもの利用を想定した「ティーンズルーム」を設けることとなり、令和5年11月28日に公民館長から「市民センター改修後の中央公民館に新たに設置するティーンズルームを活用した公民館事業等について」の諮問を受け公民館運営審議会で検討を行い、答申としてまとめた。

・ティーンズルームについて

ティーンズルームは改修後の市民センター地下1階に設けられる。ダンスなど軽く体を動かせる部屋（多目的室1）と学習・交流を促す部屋（多目的室2）の2つの部屋からなり、地域の中高生が仲間と安心して過ごし、好きなことができる場所として機能することを想定したものである。運営方法を工夫し、子ども達が利用しない時間帯は一般団体等の利用を妨げないようにするなど、多様な用途で部屋を活用することも引き続き検討していく。



第2章 課題整理

1 ニーズ調査

(1) アンケート調査

中学生、高校生を対象として、Microsoft Forms、LoGo フォームを用いたアンケートを実施した。ホームページに掲載した他、市内の中学校及び都立狛江高等学校に生徒への協力を依頼した。

(2) 実施期間

令和6年6月5日～7月12日

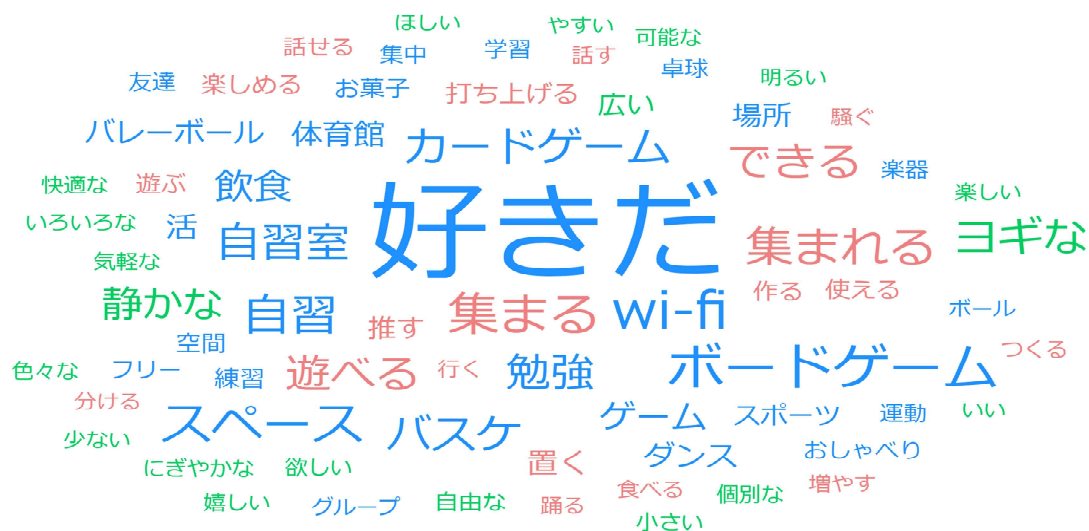
(3) 回答件数

- | | | |
|--------------|-----------|---------------|
| ・中学校1年生：334件 | ・高校1年生：6件 | ・その他：2件（教員、親） |
| ・中学校2年生：270件 | ・高校2年生：2件 | |
| ・中学校3年生：244件 | ・高校3年生：4件 | 計862件 |

(4) 回答内容

設問1

新市民センター（中央公民館）の中高生スペースについて、「こういうことをしてみたい！」「こういう所だったら行きたい！」などのご意見を聞かせてください。



好きだ、集まれる、静かなといった場所の機能や、ボードゲーム、カードゲーム、ダンス、ヨガ、自習といった行いたいこと、Wi-Fi、飲食といった機能に関するキーワードが見られた。一方でバスケットボール、バレーボール等体育施設等との連携が必要なものもある。

※ユーザーローカル テキストマイニングツール (<https://textmining.userlocal.jp/>)
 による分析(ワードクラウド)。(スコアが高い単語を複数選び出し、その値に応じた大き
 さで図示。青色が名詞、赤色が動詞、緑色が形容詞・形容動詞、灰色が感動詞を表す。)

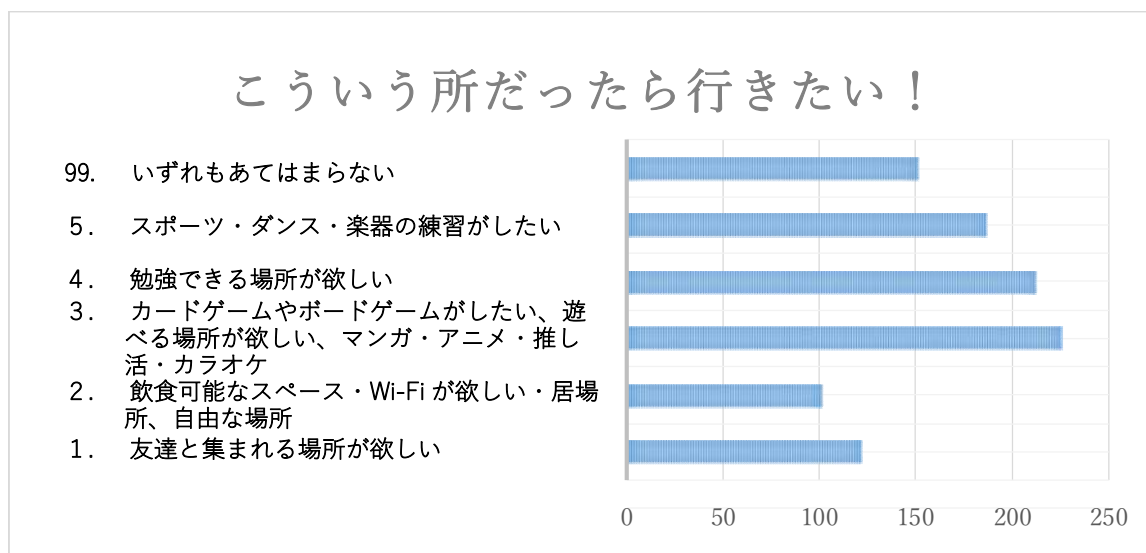
カテゴリー別件数(重複有)

- ①勉強: 226件
- ②スポーツ・運動: 168件
- ③芸術・文化・趣味: 426件
- ④その他: 161件

内容等

- ・勉強できる場所が欲しいという声の中では、静かな自習室を求める声が7割、飲食や友人
 と話をしながら勉強できる部屋を求める声が3割程度あった。
- ・スポーツ・運動の内容として、多い方から順にダンス、バスケットボール、バレーボール、
 卓球等が挙がっていた。
- ・芸術・文化・趣味の内訳は、ゲーム226件、集まる場所・話せる場所が欲しい106件、推
 し活・鉄道模型等の趣味59件、バンド・カラオケ等の音楽50件、本・マンガ・映画等48
 件であった。
- ・その他の意見は、Wi-Fiやお菓子バー・ドリンクバーの設置等、設備や備品を充実させて
 ほしいという要望が大半を占めていた。

機能別件数(重複有)



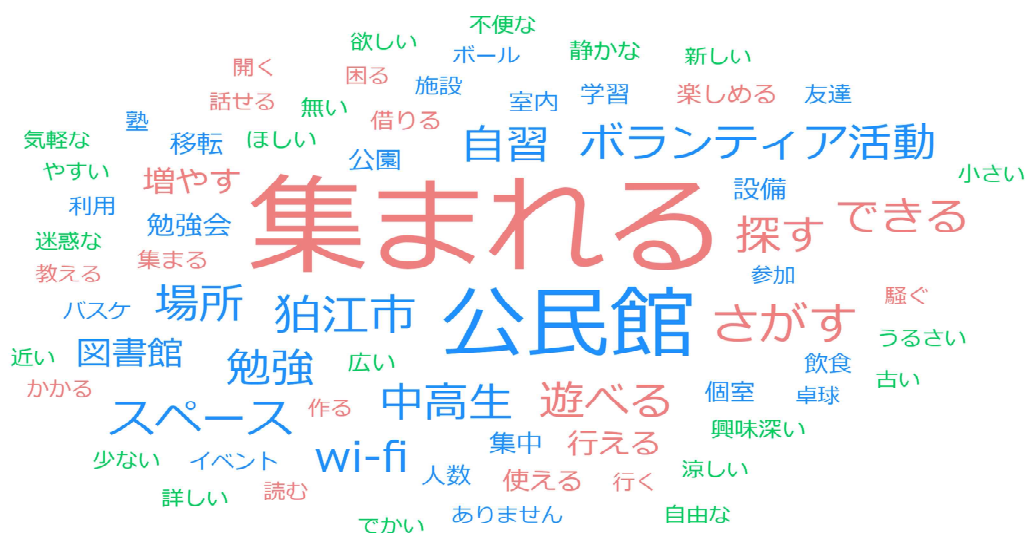
1. 友達と集まれる場 所が欲しい	2. 飲食可能なスペ ス・Wi-Fiが欲しい・ 居場所・自由な場所	3. カードゲームや ボードゲームがした い、遊べる場所が欲 しい、マンガ・アニ メ・推し活・カラオ ケ	4. 勉強できる場所が 欲しい	5. スポーツ・ダン ス・楽器の練習がし たい 騒げる場所	99. いずれもあては まらない
121	101	225	212	186	151

「カードゲームやボードゲームがしたい、遊べる場所が欲しい、マンガ・アニメ・推し活・カラオケ」「勉強できる場所」「飲食可能なスペース・Wi-Fi・居場所・自由な場所」「スポーツ・ダンス・楽器の練習がしたい、騒げる場所」「友達と集まれる場所」の順でニーズがあることが分かる。

※ユーザーローカル テキストマイニングツール (<https://textmining.userlocal.jp/>)
によるアフターコーディング。

設問2

中高生スペースや公民館のこと、その他にも聞きたいことや困っていることなどがあれば何でもいいので教えてください。



集まれる、探す、できる、遊ぶという言葉が見られる。ボランティア活動、自習、場所、といったキーワードが見られる。

※ユーザーローカル テキストマイニングツール (<https://textmining.userlocal.jp/>)
による分析 (ワードクラウド)

(主な回答)

- ・静かに自習できる場所と騒げる場所を分けてほしい。
- ・常識ある利用を促してほしい。
- ・他校、他学年の人との交流がしたい。
- ・公民館について (場所・開館日程・料金・イベント等) 知りたい。

- ・現状の設備に対して、中央公民館 2 階の椅子や机を増やしてほしい。
- ・中高生でも参加できるイベントの実施や中高生主催のイベントを企画してみたい。
- ・図書館や公園の整備をしっかりとしてほしい。

(審議会委員の主な意見)

- ・読書や勉強をする人とゲームをする人が同じ部屋で共存することは難しいのではないか。
- ・みんなで集まれる場所にニーズがあることが分かったと同時に、公民館についてあまり知られていない、興味を持たれていないということが分かった。

2 施設視察

	武蔵野プレイス (青少年フロア)	文京区青少年プラザ b-lab
運営	指定管理 武蔵野文化生涯学習事業団	業務委託 NPO 法人カタリバ
対象	小学生、中学生以上満 19 歳以下 ※大人は利用不可	区内在住、在学の中学生高校生 ※グループ利用の場合は例外あり
事業内容	フリースペース	サークル活動
特徴	図書館や市民活動センターとの複 合施設。駅前アクセスが良くカフ ェがあるおしゃれな施設。	教育支援センター、児童発達支援セ ンターと併設。近隣の大学より多く のボランティアスタッフが参加して いる。

(審議会委員の主な意見)

- ・安心して利用できるように、見守りスタッフや登録制などが必要であると感じた。
- ・ティーンズルーム以外の部屋を子どもが使う場合に、何らかの優遇措置があっても良い。
- ・ティーンズルームの活動内容は、利用する中高生世代が自分で決める形にするのが良い。

3 見えてきた課題

(1) 利用状況の把握等について

利用者が気軽に使える雰囲気を保ちながら、利用登録制度やボランティア等を活用して、利用状況をどのように把握し、安心して使えるように管理していけるか。

(2) 関係機関との連携

学校施設や体育施設、児童館・児童センター、ひだまりセンター等の関係機関等と連携を図ることにより、可能な限り中高生のニーズに応えていくこと。

第3章 事業提案

1 ティーンズルームの概要

(1) コンセプト

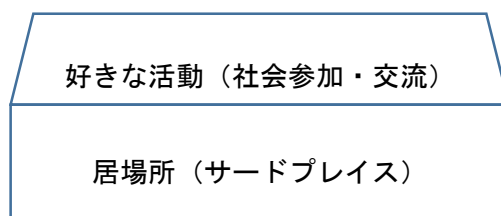
若者（中高生世代）が

- ・安心して主体的に好きな活動（社会参加）ができ、仲間と交流できる場
- ・何でも話ができる、家でも学校でもない居場所（サードプレイス）

ティーンズルームは、中高生世代が主体的に好きな活動ができる場所を目指しており、活動の中で自分達の居場所のルールづくりやイベントの企画など、他者と協働してやりたいことを実現していく力をつけていける場としたい。

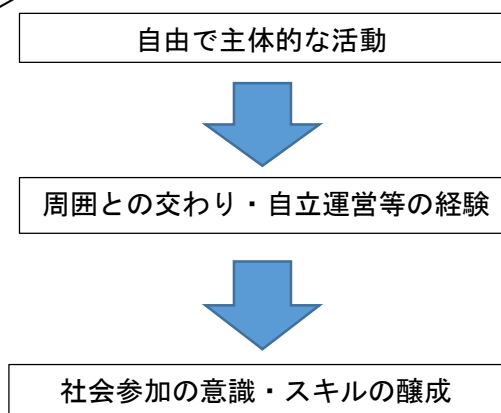
ティーンズルームの運営に当たっては、中高生世代を単なる利用者として位置付けるのではなく、子ども達の意見を最大限に尊重し、運営に反映させていく仕組みを利用者自身の手で構築する。ティーンズルームでの自由で主体的な活動を通じて、中高生世代の学びと成長をサポートすると同時に、個々の社会参加につながるよう、伴走してサポートできる体制を整える必要がある。

<機能のイメージ>



⇒中高生世代が考えた活動が実現できるような場（社会参加に向けた学びを後押し）

<サポートのイメージ>



(サードプレイスとは)

サードプレイスとは、Oldenburg (1989) が提唱した概念であり、家庭（第一の場）でも職場・学校（第二の場）でもない第三のインフォーマルな公共生活の場でとても居心地が良い場所を意味する。

(2) ターゲット

狛江市在住・在学・在勤の中高生世代

(3) 機能等

①活動をするための場や機会の提供する。

- ・利用者が主体的に活動できる場を無償で提供する。
- ・自主的に好きな活動ができるサークルを立ち上げるためのサポートをする。
- ・利用者が企画したイベント等を実施する。

②利用者のサポート、相談に応じる体制

- ・気になること等を何でも気軽に相談できる場を提供し、サポートできるようにする。

③公民館団体等との連携

- ・他の公民館利用団体や体育施設等の関係機関と連携し、協働イベントや活動を企画する。

④保護者も安心できる施設づくり

- ・利用者を登録制とし、中高生世代に対して助言や見守りができる体制を整える。

2 施設・設備について

(1) レイアウトと設備

① 多目的室1：みんなで楽しめる空間

- ・動画鑑賞やボードゲームができる部屋
- ・室内でのスポーツ活動に使えるスペース（卓球台など）
- ・ダンスやストレッチに適した床面と、鏡面を備えたスペース

② 多目的室2：落ち着いて過ごせる空間

- ・中高生世代がリラックスできるようなソファ等の備品を配置し、居心地が良い部屋
- ・机や椅子を配置し、みんなで集まってクリエイティブな作業ができるスペース
- ・原則一人で利用するスタディコーナーとは異なり、みんなで教え合いながら勉強することができる部屋

(2) 活動しやすく快適な空間づくり

- ・Wi-Fi 接続と多目的利用を可能にする。
- ・天候の良い日にはオープンテラススペースも活用する。

3 実施を検討する事業等

- ・サークル活動（曜日毎、いずれは自主グループ化を目指す。）
- ・公民館利用団体や地域の人材による講座プログラムを検討する。
- ・公民館外の関係組織や庁内各部署と連携し、ワークショップを行うなど、学校ではできない体験を提供する。

4 公民館運営審議会からの提言

以下、4点について提言する。

(1) 安心して過ごせる体制の整備

- ・利用者の見守り、助言ができるユースワーカー、ボランティアスタッフを配置すること
- ・登録制や利用者カードの導入により利用状況を把握すること
- ・将来的に事業の運営を委託する場合には、社会教育及び中高生世代の支援等に知見のある事業者を選定すること

(2) 居心地の良い場所とするための運用

- ・多様なライフスタイルの中高生を受け入れられるよう、開設時間に幅を持たせること
- ・アンケートで要望が多かった飲食に関して、持込の許可や販売について検討すること
- ・ゆっくりくつろげるソファやボードゲーム等の備品を充実すること
- ・ティーンズルーム利用者が、サウンドスタジオやクラフトスタジオ、キッチンスタジオ等を使用できる日を確保すること

(3) 中高生が主体的に利用できるような制度づくり

- ・開設に向けて、中高生世代を主体とした「ティーンズルーム開設ワークショップ（仮称）」を設置し、居場所の在り方やティーンズルームの運営、今後の活用方法等について具体的に検討すること
- ・開設後は利用者による利用者のためのルールづくりや運営を行えるようにすること
- ・中高生世代のみで組織された団体の利用団体登録等を検討すること

(4) 幅広い若者を呼び込むための広報等の充実

- ・若者に広く情報を届けるため、SNSを活用した情報発信等を検討すること
- ・全ての生徒がターゲットとなる都立狛江高等学校や市内4中学校をはじめ、狛江市在住の中高生世代が多く通う近隣の学校施設から協力を受けられるよう体制を整えること

検討過程等

■検討スケジュール

審議会	日時	主な議題等
令和5年度 第6回	10月24日(火)	市民センター改修等に関する情報共有
第7回	11月28日(火)	諮問及び諮問に関する検討(フリーディスカッション)
第8回	1月23日(火)	諮問に関する検討(課題の整理)
第9回	2月27日(火)	諮問に関する検討(武蔵野プレイス視察)
第10回	3月26日(火)	諮問に関する検討(文京区青少年プラザ視察)
令和6年度 第1回	4月30日(火)	諮問に関する検討
第2回	5月28日(火)	諮問に関する検討
第3回	6月25日(火)	諮問に関する検討
第4回	7月23日(火)	答申案の取りまとめ
第5回	8月27日(火)	答申案の修正
第6回	10月22日(火)	答申の確定及び答申

■狛江市立公民館運営審議会委員名簿(敬称略)

役割等	選出区分	氏名(任期)
委員長	社会教育関係者	斎藤 謙一(令和5年4月～令和7年3月)
副委員長	公募	都築 完(令和5年4月～令和7年3月)
委員	学識経験者	長岡 智寿子(令和5年4月～令和7年3月)
委員	家庭教育関係者	内海 貴美(令和5年4月～令和7年3月)
委員	学校教育関係者	岩瀬 敏郎(令和5年5月～令和6年3月) 設楽 知(令和6年5月～令和6年3月)
委員	公募	天野 泰子(令和5年4月～令和7年3月)
委員	公募	伊勢亀 慎司(令和5年4月～令和7年3月)
委員	公募	伊東 達夫(令和5年4月～令和7年3月)
委員	公募	細谷 明美(令和5年4月～令和7年3月)